

○議事日程

令和5年6月25日（日） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・一般質問（11人、11項目）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	清水友紀	2番	吉田敏郎
3番	石田史行	4番	井上慎司
5番	武井正広	6番	星野洋一
7番	今西景子	8番	寺野圭一郎
9番	佐々木昇	10番	山下純夫
11番	前田せつよ	12番	山本研一

○説明のため出席した者

町	長	山神裕	副	町	長	石井護																		
教	育	長	井上義文	参事（兼）	田中栄之																			
参事（兼）				企画政策課長																				
参	務	課	長	中戸川進二	防	災	安	全	課	長	小	玉	直	樹										
財	務	課	長	高橋清一	総	合	窓	口	課	長	土	井	直	美										
税	務	課	長	山口哲也	福	祉	介	護	課	長	奥	津	亮	一										
参事（兼）																								
子	育	て	健	康	課	長	小	宮	好	徳	こ	ど	も	政	策	担	当	課	長	田	中	美	津	子
街	づ	く	り	推	進	課	長	柏	木	克	紀	区	画	整	理	担	当	課	長	井	上	昇		
産	業	振	興	課	長	熊	澤	勝	己	参事（兼）														
参	事	（	兼	）						環	境	上	下	水	道	課	長	井	上	新				
学	校	教	育	課	長	岩	本	浩	二	生	涯	学	習	課	長	高	橋	靖	恵					
会	計	管	理	者	石	井	直	樹																

○議会事務局

事務局 長 遠 藤 直 紀 書

記 佐 藤 久 子

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

開会前ですが議場内の皆さんに周知させていただきます。本日、議場内に町の花であるアジサイを飾らせていただいております。このアジサイは、下延沢在住の山本靖様より借り受けたものであります。皆さんに周知させていただくとともに、山本靖様の御厚意に感謝申し上げたいと思います。

皆さん、おはようございます。

報道関係者から取材の申出があり、議場内での撮影、録音を許可しておりますので御承知おきください。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年開成町議会6月定例会議第2日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

なお、本定例会議においてマスクの着用については議員、町執行者側ともに御本人の判断といたします。

本日は日曜議会を開催しております。早速、本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問の順番は、先に抽せんで決定した順番で行います。

それでは一般質問を行います。持ち時間は1人30分の時間通告制で行います。なお、持ち時間より早く終了してもお手元に送付してあります時間割表のとおり行います。質問、答弁は簡潔にお願いします。

10番、山下純夫議員、どうぞ。

○10番（山下純夫）

おはようございます。通告に従いまして質問させていただきます。

現在、本町の可燃ごみは、本町と山北町のごみ処理を担う足柄西部清掃組合にて処理が行われております。しかし、令和3年2月1日から3月3日に実施されたパブリックコメント募集の際に示されたように、将来的には近隣1市5町、これは南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、そして開成町ですが、の処理施設を統合した新処理施設整備の方向で進むものと考えられております。

共同体での事業となると、各自治体個別の事情がある中で本町の意向がどの程度反映されるのか不透明な状況でもあります。また、新施設設置となると、さらにコストの上昇、住民負担の増加も懸念されるところであります。実際、ごみ処理の有料化は県内でも着実に広まっており、昭和56年に有料化を始めた寒川町を皮切りに昨年4月から開始した茅ヶ崎市まで8つの自治体に及んでいます。

こうした状況を踏まえ、ごみ処理広域化においても本町の意向を可能な限り反映させることが望まれる一方で、現在段階から町民への一層のごみ削減に係る情報提供及び協力依頼が必要であると考え次の事項を問います。

1、ごみ処理広域化に関する町長の考えは、2、今後のごみ処理における課題と

町民への情報提供の方針は。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、山下議員の御質問にお答えいたします。

まず最初の御質問、ごみ処理広域化に関する町長の考えはについてお答えいたします。

現在、開成町では、燃えるごみ、及び燃えないごみである缶・金物類の処理を平成3年から山北町と開成町で設立した足柄西部清掃組合で処理しております。令和3年にごみ処理広域化に向けた基本的な考えを定めることを目的としました足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針を、パブリックコメントを行った上で作成しております。

ごみ処理広域化、具体的には足柄上地区1市5町の広域連携は、国や県が推進する循環型社会を目指すとともに安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に資するものです。ごみ処理の広域化については、足柄上地区ごみ処理広域化協議会において足柄上地区1市5町のごみ処理広域化全体の検討を行っており、このような場でしっかりと発言していきたいと考えております。

また、可燃ごみ処理施設につきましては、学識経験者らによって構成される足柄上地区新可燃ごみ処理施設処理方針等検討委員会において処理方法、施設の規模等の検討を開始したことから、専門的な見地からの意見も踏まえ判断していきたいと思っております。

ごみ処理の広域化においては、実施主体や焼却施設を集約した後の跡地利用、燃えないごみや資源ごみの扱いなども課題となっております。広域化によるスケールメリットを生かし減量化、資源化も図れるよう、費用対効果に注視し意見をまいります。

2つ目の御質問の今後のごみ処理における課題と町民への情報提供の方針はについて、お答えいたします。

本町のごみ処理関係費用は、令和3年度で約2億5,425万円、収入は約851万円となっております。町民1人当たり年間1万3,359円のごみ処理費用がかかっている計算となります。今後はごみ処理の広域化を念頭に、ごみ量の削減や資源化の向上、燃えるごみ用のごみ袋の統一、有料化の検討をはじめ、各市町がばらばらである分別種類の効率回収や低コスト化を研究していくことが課題となっております。

また、地球環境を守り地球温暖化に歯止めをかけ、2050年カーボンニュートラルを達成するため、ごみの削減、資源化、リサイクルの取組をさらに推進していきたいと考えております。

また、ホームページ上で「開成町のごみ処理の状況」と題して、収集量及び経費

に関する情報を図や表を用いて掲載しております。町民への情報提供に関しましては、主に町民カレンダー「ごみと資源の分け方・出し方」で全世帯にお知らせしております。今年2月の「広報かいせい」では「ごみの行方」と題して特集を組み、足柄西部環境センターや開成町グリーンリサイクルセンターの事業内容も含め御紹介いたしました。

燃えるごみが減れば支出が減ります。また、分別を徹底することで燃えるごみが減れば再生紙用の紙類等の売却収入が増えます。これらの事実の周知に努め、燃えるごみの削減、分別への御協力の依頼を繰り返してまいります。今後も町民の皆様にごみ処理を自分事として捉えていただけますよう、分かりやすい情報提供を行っていきたくと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下純夫でございます。

一定の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

今、町長からお答えいただいたように、1市5町の広域連携によるスケールメリットについては十分に理解をできるものでございます。一方、建設地によっては現在よりも運搬費用の高騰等が懸念されること、実際、令和3年を例に取れば、これは先ほど町長からあったごみ処理の状況というホームページ上にあるところから拾ってきたものですが、運搬費用を計算しますと総コスト、ごみ処理に係る総コストの29.78%が運搬に係る費用です。ということで、運搬費用の高騰も懸念されます。

また、一方で、環境省のホームページには廃棄物処理整備計画の概要というところでごみ処理を広域化する前提としまして災害等における代替施設の確保を明記されておりまして、また、こういった集約化のほかには既存施設の長寿命化、それから延命化も含めた維持管理ということも上げられております。現在の1市5町広域による検討という中では、こういったことも十分に踏まえた上で検討が進められていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

山下議員の御質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃられるとおりの様々な課題がございますので、それを一つ一つ1市5町で調整を取りながら取り組んでいるところでございます。ちなみに今年度は広域でやった場合のごみ袋の統一であったりとか、そういったところをどうしていこうかと、そういったところに入っているところでございます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、お伝えしておきたいのは、町単独事業であっても広域事業であっても、町民の皆様の幸せのためという最終目的のためにあたることはありません。

あと、環境問題につきましては、ごみ処理の費用は一般会計上で処理もされておりました独立採算でもございません。そういう意味で、ごみ処理に関連する費用はごみ処理の中で賄わなくてはいけないということでもございません。いずれにしましても、様々な1市5町の枠組みの中で町のリーダーとして主張すべきは主張しますし、発言すべきは発言してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

様々な方面から検討がされているということと、町長としてもしっかりと広域の中で発言をしていくということを伺いましたので、少し安心したところでございます。

では次の質問に移りますが、減量化、それから資源化、これも課題と書かれておりますが、なかなか例えば生ごみの水を絞るですとか、我々が思いつくところは限られているところですが、その点に関して町長はどのようなアイデアとか方向性をお持ちでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ごみの量削減ということに関するアイデアはたくさんございます。現実的に、それが時間軸も含めまして、いつ、どれだけでできていくかということは、ひとえに町民の皆様の御理解と御協力によるところだと思います。1つ言えるのは、今までもそのように啓発といたしまししょうか、依頼はしておったと思うのですけれども、ごみの量を減らしまししょうかといっても、やはりなかなかこれは現実的に容易には進まないと思います。

例えば、ごみの経費が削減されたら、削減された分を何かしらの形で町民の皆様に還元するとか、2か月ほど前に徳島県の上勝町に視察に行っておりましたけれども、そこでは資源化されるごみの一部に関してはポイント制にして、それを町内で使える仕組みをつくっておるとか、いずれにしましても何かしらのインセンティブを与えるということが1つのアイデアかなとも思っております。

あとは有料化につきましても、町民の皆さんの負担は一時的には増えますけれども、それによってごみの量が減ったりとかすることによってトータルのコストが下がれば、これは負担が減るという言い方もできると思いますので、そこら辺、様々な知恵を絞りながら、ごみの量の削減と経費の削減には努めていきたいと思ってお

ります。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

ありがとうございます。ごみ処理に関して、削減は単なる努力目標ではなくて、一部インセンティブ等も導入する事例もあるということで御紹介いただきましたが、あと、ごみ処理費用を一般会計からということもありました。先ほど述べていただいた2億5,425万円というのは一般会計において約3.3%、これは令和3年度で決算したところですが3.3%に当たります。これがどのぐらいまで行けば有料化を検討しなくてはいけないかということでもないと思うのですが、先ほど言われましたように有料化にもメリットがある部分があって、例えば有料化と同時に戸別に自宅前の回収を可能にしている自治体があることも分かっておりますが。

ただ、一番直近で実施した茅ヶ崎市を例に取りますと40リットルのごみ袋1枚が約80円ということで、これが現在、開成町の一番近いサイズ、45リットル、20枚入っているんですけども、これが今、大体スーパーへ行きますと200円ぐらいで買えるところが1,600円になるといって、家計的にもそれなりのインパクトのある数字ではないかと思えます。ですので、費用面だけということではないと思えますが、現状、開成町でも、1市5町ということもあると思うのですが、有料化を検討しなければならない状況にあるのか、それとも費用面からいけばあまりそういうことは今のところは懸念がないのか、その辺りもお答えいただければと思います。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

まず1点、有料化の問題に関しましては、今、1市5町で広域化の様々な検討を図っておりますけれども、そちらのほうでスケールメリットを生かした中でごみの経費の削減、そういったところをポイントとして図ってございますので、なるべく有料化をせずに住民の皆様にごみ処理ができるといったところをまずは考えているところでございます。最終的には、そういった有料化というのは1つの方法としてはございますけれども、なるべく有料化せずにごみ処理がなされるといったところはまずは模索していくということでございます。

そして、先ほど町長答弁でもございましたとおり、ごみの有料化をしますと1枚20円ぐらいだったものが80円ぐらいだったりとか、要するに60円ぐらい経費に充てるという形になってまいりますので、そういった観点からすると経費の削減には直接図られるわけですけれども、そこにはなるべく住民の皆様のことを考えながら進めてまいりたいと思っておりますので、なるべく有料化は避ける方向で現在はいるといったところで御理解いただければと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

どれぐらい経費がかかるようになったら有料化という件につきましては、総合的にトータルでというふうにしか申し上げられないかなと思います。例えば、戸別収集とかにつきましても先行事例があることは承知しておりますけれども、市の人口の規模とか面積とかにもよると思いますし、一概に開成町もしくは1市5町という枠組みの中で同様のことが効果はあるのかとか、費用対効果でどうなのかということも含めましてトータルの判断になろうかと思います。

また、有料化一つ取っても、概してですけれども、逗子市であったり鎌倉市であったり、リサイクル率が非常に全国的にも高い自治体です。県下でも上位にランクされますので、この点も、単に有料化して財政的な負担を軽減しているということだけではなく、やはり環境という問題に対する取組方の違いとかというのもあると思いますので。ましてや昨今の地球環境への配慮がより一層必要となってきた時代におきましては、財政が一番大事でありますけれども、環境面からの、そちらの視点からも有料化というのは将来的に検討することがあるとすれば大事なポイントになってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

今、町長答弁の中でリサイクル率ということが有料化にも触れてありましたけれども、ちょうど先に触れました、つい一番最近有料化を始めた茅ヶ崎の事例が6月10日、先々週の土曜日の朝日新聞に載っていました。これを見ますと、全体で有料化した後1年間で14.6%の削減をしたということと、特に家庭からの可燃ごみの中に資源化可能なものが以前は25%、4分の1はちゃんと分けてもらえば資源として使えるものが入っていたのだけれども、有料化したことによって、その20%が、25%のうち20%が削減できたということも記事中にありました。

こうした数字は結果を示すものとして非常に有効だとは思いますが、同時に、ごみの中身をチェックするというか、組成を見るようなことをしないと、なかなかこういう検証は難しいところなのかなと思うのですが、町長が先ほど言われました資源化ということも、ふだんから、現在から、こうした組成を調べるなりということをしておかないと効果の検証というのがすぐにはできないような気がするのですが、本町では、そうした調査というか、そういうことをやられているということはあるのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

開成町のごみ質の調査といったところでは、直近では令和3年度に実施をさせていただいております。これはごみ質調査ですので燃えるごみだけに限らず、資源物、剪定枝、不燃物、有害ごみ、そういったところも含めて、全体の排出ごみ量の中でどういった形になっているかといった調査を実施してございます。ちなみに可燃ごみでいきますと、厨芥類が36.31%、紙おむつが9.11%、その他の可燃が34.56%といったところで、全体のごみ量に対する可燃ごみの量がやはり一番多いというような組成となっている結果でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

ありがとうございます。詳細な調査をされているということで。先ほどの可燃ごみの中の比率、可燃ごみが多いというのは、比較的きれいに分別をさせていただいているという認識でよろしいでしょうか。ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事（兼）環境上下水道課長。

○参事（兼）環境上下水道課長（井上 新）

お答えをさせていただきます。

開成町のごみの関係で特徴的なのは、ちょうどグリーンリサイクルセンターで剪定枝と燃えるごみのほうから分別をしてリサイクルに回しているといったところが特徴的でございます。燃えるごみに占める1人当たりのグラム数も443グラムといったところで、これは県の中ではまだ中間ぐらいなのですけれども、1市5町、この近辺の中では一番1人当たりの排出量は少ないという状況でございます。そういった形で開成町は取り組んでいるといった状況でございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

比較的優秀なというか良好なごみ出しの状況ということは分かりましたけれども、逆に、ちょっと細かいですけれども、現状、町側が捉えている現状のごみに関する課題というものがあればお聞かせください。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

町長答弁でもございましたけれども、開成町の課題としてはごみ量の削減と資源化率の向上、ごみ袋の統一、そういったところが広域化を念頭にした場合は課題となっている現状でございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

今、課題を上げていただいて、それも広域化を念頭とした場合はという注釈がついておりましたけれども、現在、町民カレンダーに例えばごみの出す日にちとか仕分とかということはしっかりと書かれておまして、私自身も曜日ごとの朝の行動がそれによって規定されたりしている部分もありますので、それについては分かりやすいということは実感をしております。

一方で、先ほど私も今日の質問をするのに資料にさせていただいた令和3年のごみ処理の状況というものがホームページの中にあるのにもかかわらず、なかなか深いところであって探しづらい。それから、広域化ということ捉えればということがありましたけれども、広域化に関しても、なかなか決まっていなところも多いと思うのですが、例えば1市5町の中でも南足柄市は、ちゃんと、そこのごみ処理広域化ということに関するページがホームページ上に設けられてあります。

それから、山北町についても、そこへのリンクを貼る形ではありますが、一応情報提供のページが設けられているということについて見ていきますと、開成町については、その辺りが、パブリックコメント募集のときには要項等も載っていたのですが、今そこも削除されているようですので、広域化ということが分かるころがありません。ですので、やはりその点についても随時足並みをそろえた中で決まったこと、発表していけることがあれば今後もしっかりと明示をしていただいて、町民の皆さんに分かるように伝えていただきたいと思うのですが、その辺について改善の方向性等はいかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼環境上下水道課長。

○参事兼環境上下水道課長（井上 新）

議員おっしゃられるとおり、開成町のホームページ等でそういった情報が少ないといったところは確かにございまして、令和3年のときは足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針を決定していくといった段階でリンクを貼ったりとかやらせていただいておりました。それ以降、リンクを解除したという状況もございまして。その辺につきましては、今後は住民の方に周知できるよう改善をしてみたいと考えております。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

今、改善をしていくというふうにいただきましたので、ぜひその方向で進めていただいて、また、ごみ処理はなかなか家庭においても面倒ですけども、今、我々が、我々がというか、町民の皆さんがやっていることが比較的1市5町の中ではしっかりとできているほうだということも分かるような発信をしていただけると、自分たちがやっていることに対して少しモチベーションを上げていただけるかなと思

うところもございます。ですので、その辺りも含めてしっかりとやっていただければと思います。

以上をもちまして一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで山下議員の一般質問を終了といたします。

続いて6番、星野洋一議員、どうぞ。

○6番（星野洋一）

皆様、おはようございます。6番議員、星野洋一です。

それでは1項目、防犯体制の充実について問うを質問させていただきます。

第五次開成町総合計画後期基本計画では、「安全で安心して暮らせるまち」の詳細施策、地域防犯の向上の基本方針を「地域、警察などと連携し、地域の防犯力の向上を図ります」と示されておりますが、残り2年となった現状で環境整備はどこまで進み、防犯意識はどこまで変わってきているのか大変憂慮しております。

地域防犯力の向上では、地域と協働による町民総ぐるみの防犯活動、不審者情報の発信や振り込め詐欺の発生状況の広報、開成駅前の交番への誘致活動、学校や地域、警察と連携した防犯活動、防犯カメラを設置、防犯灯の設置・維持管理の6項目を主な取組としておりますが、達成状況はどの程度と考えているのか。町内においても振り込め詐欺の電話や不審者の出現等がある中、残り2年間の政策をどのように進めていく方針なのか、町の考えを問う。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、星野議員の御質問、第五次開成町総合計画後期基本計画で掲げた地域防犯力向上の主な取組、6項目の取組状況について、お答えいたします。

初めに、地域との協働による町民総ぐるみの防犯活動、学校や地域、警察と連携した防犯活動及び犯罪の抑止効果を高めるための防犯カメラの設置につきましては、これまでも地域の方々による見守り活動や夜間パトロールの実施、関係機関との防犯キャンペーン、警察と連携した防犯教室の開催など様々な防犯活動を展開してまいりました。

また、今年度の新たな取組といたしまして、町民が自家用車などに設置しているドライブレコーダーを動く防犯カメラとして活用し、町の見守り体制を強化する町民参加型のボランティア活動を計画しております。協力者には「あじさいちゃん」をモチーフといたしました防犯ステッカーを車両後部等に貼っていただき、町内を走行していただくことで自然と町の見守り活動につながり、犯罪発生を抑止や事件・事故の早急な対応につながる効果を期待した取組でございます。現在、今年度中の事業開始に向けて松田警察署と実施内容について調整中でございます。

次に、不審者情報の発信、振り込め詐欺の発生状況の広報につきましては、定期

的な防犯パトロールによる広報活動、町ホームページや安心メールによる注意喚起のほか、特殊詐欺の予兆電話に対して警察と連携し防災行政無線放送による注意喚起を行い、被害の未然防止に努めております。

開成駅前交番の誘致につきましては、県に対して毎年交番設置を要望しておりますが、現時点での実現は大変厳しい状況にあります。しかしながら、人口が増加していること、開成駅への急行停車により駅利用者が今後も増加することが見込まれることから、交番設置は必要不可欠と考え今後も要望を継続してまいります。開成駅前の交番誘致までの暫定的な措置といたしまして、パトカー勤務員の立ち寄りや警戒の強化、そしてアクティブ交番の導入も交渉してまいります。

防犯灯の設置につきましては、宅地開発などにより新たな区画が設けられるようになった場合や自治会要望に基づき現地調査を行い、公共性や防犯上の必要性など設置基準を検証した上で、必要と判断された場合には設置を進めてまいります。

これら6項目の主な取組の達成状況につきましては、総合計画の指標である振り込め詐欺の被害件数が減少していること、また町民の体感治安に影響すると見られる凶悪犯罪や粗暴犯罪など重要犯罪の認知件数がここ数年数件程度と横ばいで推移しておることから、町内の治安維持は保たれているものと認識しております。しかし、今年度に入り声かけ事案等の不審者情報が増加しており、学校、地域安全推進委員会など関係機関との連携を一層強化しながら引き続き被害の未然防止に努めてまいります。

地域防犯力の向上につきましては、多くの町民に関わっていただくことで町全体に犯罪が起きにくい雰囲気が生み出され、犯罪の抑止効果につながっておると考えております。今後も引き続き町民の皆さんとの協働により、ALLかいせいで犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野洋一です。

一定の答弁をいただきましたので、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず最初に答弁の中で1つ確認したいことがございまして、最初の頃に答弁いただきました警察と連携した防犯活動及び犯罪の抑止効果を高めるための防犯カメラの設置についてはということで、これはこれまでの地域の方による見守り活動や夜間パトロール、関係機関と防犯キャンペーン、警察と連携した防犯教室など様々な防犯活動を実施していると答弁されていますが、防犯カメラの設置についてということに関しては何も言われていないのですが、これでは防犯カメラについては今までのままなのか、増設するのか、ちょっと理解ができないので、このところをもう少し説明いただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、私からお答えさせていただきたいと思います。

防犯カメラの設置については、現在町内に13か所設置している状況でございます。また、防犯カメラに代わるものとして、今、町長答弁にありました町民の方々との連携というような形で町民が所有している自家用車を動くドライブレコーダー、防犯カメラという形の中で見守り活動を実施していくという新たな取組を現在計画しているところでございます。

防犯カメラの設置については、先ほど町長の答弁でもありましたが、今年に入りまして不審者情報がやはり少し増加してきている、こういった状況もありますので、警察等々と調整しながら必要性について再度検証して設置の有無等を判断してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

警察と相談して再度検証ということですね。本当に今の説明でもありましたように、近頃不審者の情報が大変増えておりまして、私、これは松田警察署の防犯指導員の資料の中の一部なのですが、今年度だけで全部で17件ぐらいあるのですが、その中の10件が開成町です。非常に増えております。

少し中のものをちょっと挙げてみますと、これは不審者状況、2月3日、下校途中の女子生徒が後方付きまとわれ、2月14日では登校中の女子生徒、見知らぬ男に「黄色い時計を見ませんでしたか」、このような同じようなやつが3件立て続けに2月に起こっております。これは、犯人は警察で検挙いたしておるそうです。そのほかにも2月、3月、3月、4月、5月、開成南辺りでは施設の利用者がタブレットのようなもので写真を撮影されたり、通行中の女子児童に見知らぬ男がズボンを下げパンツを露出するとか、かなりそういう不審者情報がもう目に余るほど発生しております。これは本当に令和5年、子ども、女子に対する全町事案状況なのですが、本当にこれだけ発生しているのに今のまま。

今まで私、かなり防犯カメラについては町に提言しておりました。いろいろところでちょっと危ない、いろいろな事件が、事件というか、そういう要件がありましたので、できるだけカメラをつけてくださいよということだったのですけれども、今までなかなかそれが実際にはつけていただけなかったということなのですけれども。

今、再度検証いたしますということなのですが、それでは町長にお伺いしますが、これから第6次開成町の総合計画をつくっていかれると思いますけれども、その中で防犯カメラの位置づけをどのようにして考えていらっしゃるか、その辺をお答え願えればと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

防犯カメラにつきましては、御案内のとおり、最近、闇バイト等を通じた凶悪事件が多発しておる現実を踏まえれば、その有効性や必要性は高まっていると認識しております。第6次総合計画との絡みは別なのですけれども、犯罪を未然に防ぐ抑止力を高めるため、もしくは犯罪情報の早期入手を通じた事件・事故の早期解決のために有効と考えられるような場所等も警察など関係機関と協議して検討していきたいと、そして計画的に進めていきたいと現状は考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

いろいろな犯罪、それに対しても抑止力、大変優れていることで、計画としては進めるということで今、答弁いただきましたので、これから町の安心・安全のために、そのことをしっかり進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

なかなか防犯カメラ、それなりにお値段もするし、つける場所の検討等、いろいろ考えなくてはいけないことがたくさんあると思っております。ただ、一遍に別に私もつけろとは考えていません。年に1台でも2台でも、町のちょっと危ないところを検討しながらやはり増やしていただくのが非常にいいのではないかなと考えておりますので、本当にその辺はよろしく願いいたします。

それと、まず今、防犯カメラと一緒に、今度は新しくドライブレコーダーの活用計画があるとの答弁をいただいたわけですが、これ、もう少し詳細、今年度のどのくらいの時期に行えるのか、その辺のところを少しお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

まだ少し警察と調整、協議している段階ですので、具体的な制度設計等はまだ正直、決まっていないところです。イメージとしましては、先ほども言ったような形で動く防犯カメラとして活用して、自家用車、町民の方が持っている自家用車のドライブレコーダーを活用したボランティア活動ということでございます。車両の後部等に「あじさいちゃん」をモチーフにしたステッカーを貼ってもらうことで、それで町内を走行していただいて自然と町の見守り活動につながると。

また犯罪発生を抑止や事件の早急な対応が可能ということで、イメージとしましては、警察から事件・事故等が発生した場合に町に情報提供が来る流れになります。それを受けて町で登録していただいた協力者の方にメール等でお知らせをして、例

えば、「この時間帯のここの場所を走行していた方」というような形で町民の方にお知らせをして、「ここ、もしかしたら走っていたかもしれないよ」というのがあれば、そのデータを警察に提供させて対応するといったような流れの取組でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

分かりました。警察との情報、そして登録した方にメールで送って順次やっていくということで。よくテレビのニュースなどでも、事件が起こると、その場にその時間帯に通行していた方のドライブレコーダーの情報提供をお願いして犯罪を解決したというのも聞きますし、これは非常にいい施策だと私もすごく考えております。

今、言ったように動く防犯カメラという形で、そしてステッカーを貼ることにより、皆さんがそれを見ることにより、開成町はこれだけ犯罪に対して目をみはっているのだという抑止効果、これも非常に期待できるので、これをどんどん進めていただきたいと思いますと思っておりますが、強いて言えば、どのくらいの最初は人数の登録を期待しているのか、その辺、少しだけお教え願えますか。難しいかな。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えさせていただきます。

予算ベースなのですけれども、消耗品としてステッカーの作成、購入費用ということで、一応今年度、恐らく下半期になってしまうのではないかとということで、一応300枚ほど、予算的には数万円なのですけれども、その辺のところを今のところ計画しているということでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

300枚、多くの町民の方がこれに協力してドライブレコーダー、担っていただくことを私は期待します。早速私も、そういうものが出ましたら即登録したいと思います。

それでは、答弁の中で不審者状況、振り込め詐欺の状況について、発生状態ですね。広報活動はホームページや防犯無線で注意喚起をしているということなのですが、実際は行政防災無線、なかなか家の中に入ると聞こえにくいとか。あと詐欺の状況ですが、これは高齢者の方が当然多いということになります。そうすると、ホームページで周知しているというお話はされていますが、なかなか高齢者の方がホームページをのぞくのかというと、なかなか、それは見に来てくれないのではない

かと私はちょっと思っているのですが。また、ホームページも目的の項目にたどり着くのになかなか難しいということも私、感じているので、その辺のところを考えると、もうちょっと違う周知方法もあるのではないかと私はちょっと考えているのですが。

前に同僚議員が一般質問で特殊詐欺防止の動画の活用というふうに提言されていたのですが、これを町はそれ以降、どのように活用しているのか、その辺をお教え願えますか。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

ただいまの特殊詐欺については、警察庁のほうで公開している特殊詐欺の対策について分かりやすく理解してもらうための動画を町ホームページからでもアクセスできるよう現在啓発しているところがございます。特殊詐欺に遭わないための動画というのをホームページ上にアップしていると、このような状況でございます。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

そうですね。私もそのホームページは見ております。ただ、何というのですか、アドレスが書いてあって、そこのところをクリックすると行くというふうにはなっているのですが、実際、先ほど言ったように高齢者がそれではホームページをのぞきますかということを見ると、これはなかなかそこまで見に行けないのではないかとということです。

私が行政にお願いしたいのは、動画、DVD、実はこれは同じ動画なのですが、元だと思っておりますが、警察庁の「SOS47特殊詐欺対策ページ」というところに動画が上がってしまっていて、今、町の書いてある動画だとユーチューブから下ろしているのが最初にコマーシャルが入ったりとか、そういうのを通して動画が流れてきています。ところが、警察庁のホームページでは直接動画をコマーシャルも何も流さずに見ることができます。これをDVDみたいなものに集約して、まとめて1枚のCDに焼き付けて1枚といたしまして、これの動画を例えば老人会の誕生日会とか、そういうところに。

皆さん、高齢者の方がよく集まる場所、そういうところで、できるだけ流していただく。そうすることによって、ふだんホームページでは見られないところを、動画をそういうところで皆さんと一緒に見ていただくことによって、「ああ、特殊詐欺とはこういうものなのだ」、「こういうやり方で詐欺はやってくるの」と、「こういうふうにして皆さんからお金を巻き上げていくのだ」と。本当にこれ、よく分かるようにできておりますので、そういうものを作成して配っていただく。これ、私は警察に聞いておりますが、DVDを焼き付けて配ることは全然問題ないという

ことも分かっておりますので、ぜひ、そのようなことを利用して高齢者の方に特に周知していただきたいなと思っておりますが、そういうものはどうでしょうか。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

実は、特殊詐欺については、特に先月も何回か防災行政無線を放送させていただいたのですけれども、役場の職員、特に健康保険担当者を語る詐欺の予兆電話がかかってきているよということで、先月も何回か防災行政無線で周知したところでございます。

今、議員の言われるようなことについては、もちろんホームページにはアップしているのですけれども、なかなか高齢者の方は見る機会もないかもしれませんので、ぜひ参考にしていただいて、そういったDVDか何かに落として老人クラブの方々に配付できればと考えているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

そのとおりですね。開成町、実は5月時点で詐欺、2件、実は起こっております。今までは答弁の中では「少し収まってきておりますが」とはおっしゃっていたのですが、確かにコロナの時期はすごく詐欺自体は少なくなっていました。被害額もすごく少なくなっていたのですけれども、近頃、また、よく電話もかかってくるようになりましたし、開成町でもそういう被害が発生している状況にありますので、ぜひ、そういう周知活動、それをしっかりやっていただきたいなということをお願いしておきたいと思えます。

それでは、駅前交番のことについて少しお伺いしたいと思います。駅前交番、なかなか誘致が難しい、大変な状況であることはすごく理解しております。町長答弁の中でもアクティブ交番について、もう少しというお話もあったのですが、私が知っているのは現時点でアクティブ交番、金曜日に1回かな、来ていただいているのだと思うのですが、これをもう少し回数を増やしていただくような形で地域の、駅前とか、そういう安全性を高めていくということだと思うのですが、その辺、どのように計画しているのか、お教え願いたいと思えます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

交番につきましては、改めてではありますけれども、全国的に削減の方向が打ち出されておまして、神奈川県でも明確な数字も打ち出されて減少の方針が打ち出されておられます。ゆえに非常に厳しい状況では正直あります。ただ、先ほども申し

上げましたけれども人口が増えておること、駅利用者が増えることが見込まれることから、引き続き要望はしてまいります。本当、レアなケースでありますけれども、実際に人口が増えている町で関西のほうで新設されたという事例もありますので、とにかく諦めずにやっていきたいと思っております。

アクティブ交番につきましては、位置づけとしてはあくまで暫定的なものでありますけれども、町民の皆さんの安心・安全につながるように、県に対しては頻度を上げるなり、要望は引き続きやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

急行の止まる駅で本当に交番がないのは開成ぐらいいだろうと言われておりますので、その辺のところ、なかなか難しくなっている状態でありまして、大変だとは思いますが、できるだけその辺のところが誘致、頑張ってくださいと思います。

それから、最初の頃に答弁いただきました地域の協働の防災活動について少しお尋ねしたいと思います。これについては、例えば、開成町の予算提案趣旨説明書の中で駅前連絡安全サポーター、「これと連絡して一生懸命やっていきますよ、町は」みたいなことを毎回書かれているのですが、実は、なかなかこれは連携がうまくいってなくて、防犯体制をうたっているのですが、町からの実はあまりにもサポートが少なく、会員の方は不満に思っている方もいらっしゃる状態ではあります。

地域の皆様と協働でいろいろなことをやっていかなくてはいけない、やって初めて町の安全が保たれるということを私はすごく感じておりますので、そういうところに、今のは一例ではありますが、そういう安全サポーターみたいなところともしっかりと連携し合って、お互いに情報交換、そしていろいろなところのイベントでアピールするとか、そういうところも一緒になってやっていただいて開成町の安全・安心をしっかりと築いていってほしいと思いますので、これに関しても、もう少しやっていってほしいというのが私の希望なのですけれども。

大体、もうこれでコロナも5類になりましたし、これから町としてはいろいろなところの活動方面でもっと活発にやっていただけたらと思うのですが、それに関してもはかがでしょうか。これからしっかりと、もう少し活動的に協力的にやっていただけるのか、その辺のところをお教えいただきたいと思っております。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、日頃から各自治会をはじめ皆様方に、子どもたちを含めた安心・安全な見守り等の活動をいただいていることに感謝申し上げます。星野議員におかれまして

も、紫水大橋のところで毎朝見守りをしていただきましてありがとうございます。

駅前の安全サポーターにつきましては、コロナ禍ということで連携体系が一旦薄くなってしまったようなことは伺っておりますけれども、おっしゃるとおり5類移行も受けまして、今後、町職員はじめ、毎月27日でしょうか、実際に参加させていただくことを復活したりとか、あとは先般もウエア等の件で御要望も承っておりますので、前向きに対応させていただきたいと考えております。いつもありがとうございます。

以上です。

○議長（山本研一）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

一例ではありますが、ほかのいろいろな一緒に協働して働いてくださっている方に、しっかりとやはり町としてもサポートしながらやっていってほしいなとお願いしておきます。

開成町、安全で安心して生活するためには多くの町民の方と協力、様々な方法によって安全対策が成り立っていると思っております。これからも全力で安全で安心して暮らせる町をつくってほしい、これをお願いいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで星野議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を10時15分とします。

午前9時59分

○議長（山本研一）

再開します。

午前10時15分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

1番、清水友紀議員、どうぞ。

○1番（清水友紀）

皆様、こんにちは。1番議員、清水友紀です。

通告に従いまして1項目について質問させていただきます。開成町都市計画マスタープランに沿った駅前開発に向けた町の考えは。

自然豊かな場所で伸び伸び子育てをしたいと、利便性を併せ持つ開成町へ多くの子育て世代が移住しています。私もその1人で、約6年前に1歳だった未就園児を含め家族で移住してきました。平成27年に改定された開成町都市計画マスタープランの表紙に大きく記される「人と水と緑が調和した活力ある快適都市かいせい」とは、まさに住民の多くが仕事や子育てに励む都市を言い表しています。その計画書の中で示される開成駅前通り線の将来イメージ像も、また同様に自然と調和した

都市の景観そのもので、将来への期待感を抱かせます。

しかし、令和3年10月号「広報かいせい」の開成駅周辺のまちづくりと題した見開きページと本町のホームページ上で町の目指す将来像として現在示されている図は、水路が消え、緑の面積が激減し、遠くの山々を覆い隠す高層の建物が建ち並ぶものに変貌しています。いつ、なぜ、町の将来イメージ像はこのように変化したのでしょうか。町長の将来像のビジョンを問います。

また、38年前に開成駅ができ4年前には急行も停車するようになりましたが、開成町は小田原市の副次拠点になっているか、町長の考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、清水議員の御質問にお答えいたします。

開成町都市計画マスタープランは、町総合計画及び開成都市計画区域の整備開発及び保全の方針に即して策定する開成町の都市計画に関する基本的な方針であります。足柄の中心地として高い利便性を備えた新たな都市拠点といたしまして、商業や業務、サービスなどの都市機能を備えた魅力ある玄関口と新しい開成町をリードする拠点を確立していくため、生活の質と利便性の向上をキーワードに開成駅を中心とした住宅、商業、産業のまちづくりに取り組んでおります。

1つ目の御質問、なぜ町の将来イメージ像はこのように変化したのか、町長の将来像のビジョンを問うについてお答えいたします。

南部地域は市街化調整区域を含めた良好な住宅地、商業拠点及び産業拠点の都市機能を集積し、町内外の人々が交流する拠点を全体像としております。南部東地区においては、潤いと高い利便性を兼ね備えた新たな都市拠点を地域像としております。平成27年の都市計画マスタープランに掲載された都市計画道路駅前通り線のイメージパースは、この潤いと高い利便性をクローズアップしたイメージでした。

一方、駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業のパンフレットにあるイメージパースは、駅前通り線の整備とその沿道の土地利用の活性化により魅力を高めるとともに、土地所有者の意見を基にした都市計画等を踏まえた土地利用をイメージしたパースとなっております。

どちらのイメージパースにも共通しておりますのは、駅前通り線とその沿道は生活の質の向上、利便性の向上につながる魅力ある都市環境、景観を形成するという姿勢です。そのためには建築物の壁面後退や高さ制限、その他、意匠、緑化等に関わるまちづくりのルールを適用して、計画的に誘導しながら基盤整備を着実に進めることが重要です。これからも町民の皆様へ声を寄せていただきながら、民間事業者等と連携し適正に役割を分担しながらまちづくりを進めていきたいと考えております。

2つ目の御質問、開成町は小田原市の副次拠点になっているかについてお答えい

たします。

まず、副次拠点の定義といたしまして、中心拠点の機能を補完する拠点として広域的な官公庁施設や商業施設、文化施設などの都市施設を分担する拠点を意味するとすれば、駅前通り線を含めた南部地域は小田原市の副次拠点という位置づけではなく、県西地域各市町の連携拠点として名実ともに足柄の中心となる魅力あるまち開成になることを目指しております。そのために、駅前通り線には図書館を核とする複合施設など利便性を最大限に生かし利用者ニーズの高い施設を集約することで人々の行き来や交流が増えると考えており、これを契機にビジネス環境が整うことで不動産需要が高まるような循環を目指したいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

一定の御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

イメージをつくる視点が異なるということで2つのイメージが違うのだという御答弁でしたが、今ホームページ上でもそうですけれども、窓口で駅前通り線の土地区画整理事業について問い合わせますと、まず配られる資料の表紙は都会的なイメージのほうになっているので、より具体的で、時期が近くなりますと、こちらのほうが将来的には近いのだと、そういうことなのだと理解しましたが、よろしいでしょうか。

また、実際に緑化率などは今後ルールに沿って計画的に誘導とのことで、町が主導し、土地を利用するディベロッパー任せにしないような姿勢がうかがえましたが、具体的にどのようなルールがあるのか、また、現時点でまだなければ今後どのような項目が考えられるのか、お聞かせください。お願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、私から駅前通り線の将来像につきまして、より細かなところを述べさせていただきます。

今さらながらではあるのですが、駅前通り線が都市計画決定されたのは昭和54年、44年前、一昨年、令和3年に県から事業認可が下り計画が決定しました。そして私は2か月前に町政のかじ取りを担わせていただくようになった立場であるということも踏まえまして、バトンを引き継いだ身として見解を述べさせていただきます。

まず、駅前通り線、2つの視点があろうかと思っております。1つは投資という視点です。総額40億と現状はされておる大事業で、この投資をいかにして回収するかという視点が欠かせないと認識しております。人口の増加に確実に結びつけて地域経済の活性化につなげ、そして最終的には税収が増えた分によって投資した分

を回収する、この考え方が基本に私はあります。税収で増えた分を町全域に還元する、そして再投資に充てるという好循環を回すことが理想的であり、そこを目指していきたいと思っております。

もう1つは、まちづくりという視点です。そのような好循環を回すためには、具体的にどうしたら人口が増え地域経済が活性化するかということで、どのようなまちづくりを進めていくべきかということがまた別の視点で大事になってくると思います。

その意味では、例えば、バス路線が増えたり商業施設が増えたり、町の皆さんの、町民の皆さんの利便性や生活の質が向上していくこと、そして多世代の交流が生まれて活発化したりすることによって経済が活性化する、人口が増える要因になると考えております。加えて紫水大橋が255号線、国道255号線と5年後にはつながるとされておりますので、このような恵まれた環境、立地条件を今後の開成町の経済の活性化に最大限に生かすという視点も持ち合わせながら、まちづくりというのを進めていくべきかなと思っております。

事イメージパス、イメージパスとは将来予想図と言えるのかと思うのですが、それをどのような像を描いているかと。まず申し上げたいのは、私なりの像はありますけれども、これは最終的には町民の皆さんと一緒に決めていく。あとは地権者の皆さんの御意向というのを踏まえなければいけないという、様々な要因が絡み合った中で最終的に出来上がってくるものだと思いますが、私、個人的な思いといたしましては、あまり無機質過ぎるのは望まないというところが1個あります。開成町のよさであります高い空やせせらぎ、まさに人と自然が調和した田舎モダンな町という部分も残したい。

より具体的なイメージとしては、小田急線下北沢駅の下北線路街というものがあるのですが、歩いたり自転車とかで駅のそばでも周遊、回れるような町並みというのも残したいという個人的な思いはあります。ただ、繰り返しですが、地権者の御意向や民間の投資をどこまでいただけるかということもまだこれからですし、様々な要因がありますので、そこら辺を調整しながら、また町民の皆さんに声を寄せていただきながら、まちづくりを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

議員の緑化率、高さ制限につきまして、御説明をさせていただきたいと思えます。

高さ制限につきましては地区計画にて定められております。この地区計画は、住民、企業等、行政が協力して用途地域の一般的な規制を補い、よりきめの細かいまちづくりを推進していくために、一体的にまちづくりを行うべき地区において道路、公園等の地区系施設の配置及び規模に関する事項、建築物等の形態、用途、敷地等に関する事項、その他、土地の利用の制限に関する事項等を総合的に1つの計画と

して定め、その計画に沿って建築、開発行為等を規制、誘導することによって地区の特性にふさわしい対応に備えた良好な都市環境の形成を図るものでございます。

駅前地区周辺地区についても、拠点地区としてふさわしい町並みと良好な市街地環境の形成に向けて定められております。この地区は駅を中心に町や県西地域の新しいシンボル地区として位置づけられており、土地区画整理事業により都市基盤施設の整備が計画的に行われており、ブロックごとに建築物の高さの最高限度が定められております。

緑化率につきましては、開成町における無秩序な市街化を防止し良好な都市環境を整備するために、開発行為を行う者に対して必要な指導を行い、かつ、その協力を得て住みやすい都市の実現を図ることを目的としております開成町開発指導要綱に定めております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

まだ緑化率などの具体的な数字は定められていないのかなという御答弁をいただきました。また、地区計画などしっかりしたお考えがあるということですがけれども、この令和3年10月の広報がやはり一般の土地区画整理事業などに詳しくない多くの方々にとっては唐突な印象が強く、当時、私は自治会長でしたが、役員会議では「あれはどこの町だか分からないが、自治会長さんは何も聞いていないのですか」など、近所なのに周辺住民には何も言わずに町は進めるのかななどと逆に疑問に思う声が噴出したことは紹介させていただきます。やはり町広報で「これは将来イメージ像」と断言されて出るものは、大きな影響があるものです。

第5次開成町総合計画後期基本計画第6章にも、また「人と水と緑が調和した」と掲げる都市計画マスタープランの将来都市像についての記載は、その計画に沿った規制や誘導によって計画的な土地利用を進めていくとあります。商業拠点や産業拠点の集積を進めるに当たっては、この計画書が掲げる将来都市像や今現在根づいている町長も御答弁でおっしゃいましたが田舎モダンなど、開成町を表すブランディング戦略の軸はしっかり保っていただきたくお願い申し上げます。

そこで、駅前通り線のビジョンに関して、いま一度、町長にお聞きいたします。山神新町長は町長になられる前からすばらしいフットワークで全国各地に視察に赴かれ、多くを学ばれ、町長として資質を高めていらっしゃったと思います。視察先の1つにオガールプロジェクトで名高い岩手県紫波町を訪れていらっしゃいました。そのJR紫波中央駅前を通る駅前通り線、この区画整理事業にのっとりつくられた駅前通り線の眺めを覚えていらっしゃいますか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

御質問にお答えします。

まちづくりに限らず、被災地にしても図書館にしても、現場を見る、現地を見るということの重要性を常々感じておりますので様々なところに赴いておりまして、その中で紫波町は2度参りました。そして、偶然ですけれども来月、上郡の町長の皆さんと視察に3度目になりますけれども行ってまいります。紫波町のお話、簡潔にうまく表現できればいいのですけれども、非常に大事なポイントは2つあると思います。

1つは官民連携という視点で民間の人々の参加、お金と活力とノウハウをですね、事業のリスクも民間の人たちが相当程度負っておるという事業で、この点も非常に参考になります。あと景色という意味では、紫波町の駅前のオガールエリアというのは真ん中に芝生とかウッドデッキが長く続きまして、そこに子どもたちが、そこは規制がないエリアなのですけれども、ボールも使っていいし火を起こしてもいいし、様々な多世代の人々が交流しているというのが紫波中央駅前の私の、実際もう言いましたけれども、描く景色であります。

あと、すみません、もう1つは、紫波町のオガールプロジェクトが実現するに当たって、たしか25の自治会に最低4回の住民説明会並びに意見交換会を行いました。要は、それぐらい住民の皆様の声聞く努力をした、それを反映させようとしたというプロセスも非常に参考になるし、学ばなければいけないといったところであると思っております。なぜならば、町の施設であるとか取組に対して町民の皆さんがどれだけ自分事として捉えていただけるかどうかというのは、ひとえにプロセスに関わってくると強く認識しておりますので、駅前通り線にしましても私の構想を描いております図書館にいたしましても、そういうプロセス、総合計画もそうなのですけれども、プロセスというものを非常に重視したいと思ひまして、できる限り皆さんの声を拾おうとする努力はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

ありがとうございます。今現在、街づくり推進課と地権者さんの集まりの審議会では話合いが進んでおりますが、審議会のメンバーの方々にお聞きしましても、やはりもっと自治会での話合いを以前あったようにしてほしいと。そして、審議会に参加されていないの方々にとっては、やはり個人同士の話合いが足りないのではないかと不安の声が率直にすぐに聞かれますので、ぜひプロセスを大事にしていきたいと思ひます。

紫波町の話に戻りますと、JR紫波中央駅舎は太陽光パネルが敷かれた屋根に木造の建物で、駅から出た正面には駅開業を祝う彫刻家の作品が輝いていまして、右手には屋根つきの駐輪場が広々と設けてあり、自転車利用者を支援している様子が見えがえます。そして、町長がおっしゃったように、オガールプロジェクトの中心

というのは地元の店舗が、農家さんがお野菜を売ったり、そして子どもたちが遊べる施設があったり、そして図書施設や学習施設、そうした複合施設、これによって年間90万人が訪れる、町内外から訪れるということです。そして、駅前に大きな建物があるかという、そんなことはありませんで、住宅と高さ制限が用いられた建物が多く、2階建て程度が多く、空が開けた伸び伸びした景色となっています。

今、事業の顔となっています開成町の案内なのですが、不動産業者が制限いっぱいの高さの建物を建て、様々な商業施設がフロアいっぱいに入りぎわいを創出しているような、そんな現代的な通りのイメージを抱きます。これは人口減の今、目指す駅前通りでしょうかというのが私の疑問です。

現在、駅前は「ときめき」という、開成町の「ときめき」と「ふるさと」と「田舎ゾーン」、ゾーンに分かれていますけれども、「ときめき」になっているでしょうか。駅前では、横浜銀行はATMのみになり、小田急不動産の支店は撤退し、そして箱根登山鉄道のバスの本数は特に増えていません。そして、多く会社に勤めている方が利用する駅ですけれども、やはり終電よりも早く閉まっている店が多く、特に集える場所がない、小田原に行くしかないとの声も実際あります。今、質問で、人口減の今、目指す駅前通りでしょうかというところですが、町長のお考えを伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、私も以前は、国としても2008年に人口減少過程に入り、世の中としては量より質、経済的豊かさよりも精神的豊かさが重視される時代になっていると、町の政策もそれに沿うべきであると考えておりました。ただ、その後、また改めていろいろと勉強する機会もいただきまして、町を視察する機会もいただきまして、特に茨城県の境町と北海道の東川町について見たり学んだ中で、やはり私自身は考え方を見直した経緯があります。

そして、開成町は町制施行以来68年間、人口が増え続けている。これは全国的にも非常に希有な例であります。周辺の市・町は人口が県平均、全国平均よりも、より激しく減少しておる環境下での開成町の将来を考えたときには、やはりコンパクトシティのような発想の中で、開成町は先ほどの表現でいけば経済的發展というものを今は求めるべきだと考え方を少し改めました。やはり、それはひとえに財政、税収増につなげられる可能性があるからです。

私も先ほど述べましたとおり、とにかく人口が増えればいいという思いでもないといいたいでしょうか、あまり無機質なまちづくりを望んでいないのは事実ですが、そのような環境にある町としては、足柄の中心地として様々な機能を開成町に集約して地域の経済を牽引していくような、そこが今は目指すところではないかなとは思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

先ほど私の発言で「ときめきゾーン」と「田舎ゾーン」と申し上げてしまいましたが、「ふるさとゾーン」と訂正させていただきます。「ときめき・ふるさと・くらしゾーン」という開成町です。

買物を楽しみたいという思いは住民の方々も開成町に勤めるの方々もとても強いと思いますけれども、やはり町長がおっしゃるように暮らしの質を高めることで、より豊かな生活というのは経済的なものではなく心のものだということで私も同意いたします。

住居も換地の話が進んでいますが、広い庭をお持ちの高齢者の方々など、資産のことだけでなく、今から新しい家を建てて住むことに対する不安がとても大きいものです。これは私がその地域、該当する地域をよく歩いて写真を撮ったりして、「この景色が変わるのかな」と歩いているのですけれども、そこで道端で会う方々に私、地図を持っている私を見て話しかけて、そのような不安を吐露する方もいらっしゃいます。

海外に目を向ければ、福祉先進国のスウェーデンやデンマークでは高齢化社会で、高齢化社会に進んでいくことを防ぐために、高齢者や核家族の子どもたちがより豊かなコミュニティーを重視した社会を築くための都市型集合住宅などもできていて、フランスなどヨーロッパ各地に進んでいます。文化的・宗教的背景の違いがあっても共通する多世代交流を促進する目的、孤立を防ぎ精神的な豊かさを求める目的は同じです。

土地区画整理事業という従来の当たり前のやり方では、少子高齢化社会にそぐわないはずです。いま一度、個々の要望を丁寧に聞き取り可能性を絞り出してみてもいいことは、町長がおっしゃったプロセスが大事ということにつながりますが、今、私が申し上げたことについていかがお考えでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

本当に様々な視点があり、様々な御意見が実際あります。すみません、繰り返しになりますけれども、それらを丁寧に耳を傾けて、またこれも繰り返しになりますけれども、皆さんの御意見をいただいた上で、地権者であったり投資をいただく民間企業であったりとか、そのような方々の御意向等も踏まえ調整しながらまちづくり、駅前通り線の整備というものを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

当たり前にとらわれずリサーチを、ぜひ視点を広げ進めていただきたいと思います。

また、ALLかいせいと町長がおっしゃることについてですが、北部の方々に駅前区画整理事業について意見を求めますと、「特に関心がない。でも町がにぎわうのだったらいいんじゃないかな」、「あっちはにぎわっていていいね」という声が聞こえました。これは1人2人ではなく、選挙活動中から何人かに言われております。やはりALLかいせいと言うからには、北部の方、また町全体に、今、人口が増えている税収、そのメリットを広げるべきだと思います。

駅前の複合施設の話などがあると楽しみにする、町民全員が楽しみにするものですが、「さて、一体どうやって行けるのか」と徒歩圏内ではない人は思うのでしょうか。ALLかいせいについて、やはり話合いを進めていくということでぜひお願いしたいと思います。時間が限られていますのでお願いという形ではありますが、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（山本研一）

これで清水議員の一般質問を終了といたします。

続いて11番、前田せつよ議員、どうぞ。

○11番（前田せつよ）

皆様、こんにちは。議員番号11番、前田せつよでございます。

通告に従いまして質問をいたします。道路における安全確保策について問う。

本年4月1日から、道路交通法の改正により自転車利用者はヘルメット着用が努力義務となりました。町民の方からは、ヘルメットを着けることは自身の身を守る意味からも納得するが、いざヘルメットの購入を考えると、高額なので町から助成をしてもらいたいとの声がございます。併せて「自転車のまち開成」としてまちづくりを進めていることから、ヘルメット着用は自転車利用時の安全確保につながることを町内に周知徹底を図ることも必要でございます。

また、道路について、町民の皆様からブロック塀の亀裂などを目にする、崩れてきそうで不安だ、何とかしてほしいと多くの声をお伺いをいたします。異常気象が心配される近年、地震に目を向けますと、本年5月に限っても16日までに震度3以上が40回を数える状況でございます。近隣では、ブロック塀等撤去費補助制度を設けている自治体もございます。町民の安全と災害に強いまちづくりの視点から、本町もブロック塀に関わる施策を展開し、ブロック塀等倒壊の未然防止に早急な対応を行うべきでございます。

次の項目を問います。1、自転車利用時のヘルメット購入費助成の考えは、2、自転車利用者のヘルメット着用努力義務について周知徹底することは、3、ブロック塀等倒壊の未然防止策は。

以上でございます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、前田議員の1つ目の御質問、自転車利用者のヘルメット購入費用助成の考えはについてお答えいたします。

道路交通法の改正により令和5年4月1日から、自転車ヘルメットの着用努力義務の対象が、これまでの児童または幼児から年代の定めなく自転車を利用する全ての人に変更されました。ヘルメットを着用することで転倒時の衝撃が軽減されることは確かであります。そして、交通事故に遭わないため交通安全に対する意識啓発も同様に重要であると考えております。現在、今年度の新たな取組といたしまして、町民参加による交通安全啓発事業を計画しておるところであります。自転車ヘルメット購入費の助成につきましては、県内自治体の動向を注視するとともに、事業の効果や課題等について調査研究しておるところでございます。

次に2つ目の御質問、自転車利用者のヘルメット着用努力義務について周知徹底することはについてお答えいたします。

自転車利用者のヘルメット着用努力義務の周知徹底につきましては、これまでも自転車の安全な利用や事故防止の観点から、町ホームページでの周知のほか自転車の乗り方街頭指導など、交通安全運動、各期におけるキャンペーン活動を通じてヘルメット着用率の向上に努めておるところであります。今後も、自転車乗車中における交通事故などによる被害を軽減するために頭部を守ることが大変重要であることから、引き続きヘルメット着用率の向上に努めてまいります。

次に3つ目の御質問、ブロック塀等の倒壊の未然防止策はについてお答えいたします。

ブロック塀倒壊の未然防止策の取組につきましては、平成23年に発生した東日本大震災を契機に町内のブロック塀の安全点検調査を実施し、平成25年度から27年度までの3か年度にかけましてブロック塀等倒壊予防策補助金事業を実施いたしました。結果といたしまして、所有者による除去及びブロック塀等倒壊予防策補助金の活用により、倒壊の危険性が高いと判断された町内9か所のブロック塀が除去もしくは生け垣等の安全な工作物に変更されました。なお、本事業の補助金交付は平成27年度をもって既に終了したところであります。

しかしながら、地震や台風によりブロック塀が倒壊すると歩行者への危険が及ぶおそれがあり、避難や救助、消火活動の妨げになることも懸念されます。災害時の被害を最小限に抑えるという減災の視点で町民の安全を確保し、災害に強いまちづくりを推進していくために、ブロック塀の安全対策への啓発や撤去に対しての補助制度について引き続き調査研究してまいります。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

一定の答弁をいただきました。

自転車の事故に関しましては、ちょうど5日前でしょうか、鳥取市の大学生が2人、自転車で正面衝突をしてということで、19歳の女子大学生がまだ意識不明という状況も皆様も御存じかと思えます。

自転車ヘルメットの購入費の助成については、先ほどの町長の答弁ですと、県内自治体の動向も注視するとともに調査研究をしているところであるとの御答弁をいただきました。ここで、県内自治体の事例を若干御紹介をさせていただきます。

平塚市においては、公益財団法人による助成制度がつくられて運用されております。

次に、町ですね。愛川町は、既に5年前から13歳未満対象に購入費を助成しておりましたが、この4月から改正道路交通法が施行されヘルメット着用が努力義務化することを受けて、購入費用の助成について4月から対象年齢を全年齢ということに拡大をしておるところでございます。

そして、もう1つの町、お隣の大井町でございます。大井町は、先頃行われました6月の定例会議の中で自転車ヘルメット購入費用の助成が議案として町から提出されて、議決をされております。年齢の制限などはあるものの、1,200人分の希望者を対象とするということで運用がなされると決定をされているところでございます。

今、御紹介をいたしました2つの町の取組から見えてくること、それは4月からヘルメット着用が努力義務化することを見据えているということですので。そして大井町は、できることから始めた。また愛川町は、できることから始めていたことを、さらにここで拡大をしたという時を捉えた政策でございます。開成町も、本町もですね、ヘルメット購入費助成をこの機を逃さずに速やかに行う施策展開だと私は思います。町長のお考えを問います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ヘルメット着用費用の助成につきましては、私自身、就任当初からその必要性とか意向は持っておりました。ヘルメットを着用して頭部を保護することは頭を守る、被害を軽減するためにとっても効果的であるということは言うまでもありませんし、先般、開成町の中央通り、牛島での小学生と軽トラックの事故においても、私も現場を見てきましたけれども、車のほうは相当へこんでおりましたが、命に別状がなかったというのはやはりヘルメットの効果があったというものと考えられます。

ヘルメットの着用を促進するための助成事業については、実施の意向は持ち合わせております。その上で対象者や助成金額、もしくは制度導入による効果を事前に検証したりする作業も必要でございますし、効果を検証するような時間も多少いただければと思いますので、もう少しお時間をいただき調査研究させていただいた上で具体的に対応させていただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今、町長答弁で補助をするという考えは持ち合わせているという答弁をいただきました。先ほどの最初の御答弁にもございまして、今も御答弁いただきましたが、ヘルメットを着用することで転倒時の衝撃が軽減されることは確かであるということで、これは警視庁の交通局のまとめで2017年から2021年までの5年間にわたった合計数値調査によりまして、それがしっかりと発表されているところでございます。自転車に乗って交通事故で亡くなった約6割が頭部致命傷、頭を打つたと。そこで、ヘルメットを着けていなかった人の致死率はヘルメットを着用していた方に比べて約2.2倍も高くなっていると発表されております。

先ほど私が御紹介した自治体は、ヘルメットの補助制度を既に運用されている自治体では、過去に戻った形で、大井町さんにしても、以前もう購入された方にも補助制度は適用していくという、そういう政策内容であるということは町長も御存じかと思いますが、補助制度をしていくということの中で調査研究を踏まえ、いつまでに、どのような形で施策展開をされるのか、現時点でお聞かせいただきたいと思っております。その中でしっかりと、施策を発表する以前、施策展開をする以前に御購入された方にも十分に還元されるような施策であることが必要だと考えますが、その点についても御答弁願います。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、私から、実際事務を担当しますのでお答えさせていただきたいと思っております。

今現在、前田議員が言われたような形で県内でも少しずつ、そういった助成事業が拡大してきていると。また県外でもやっている自治体がありますので、そういったところを今、調査研究させてもらっているところでございます。

実施時期につきましては、もちろん補正予算等をお認めいただいた上で実施という形になろうかと思うのですけれども、なるべく早く、もう4月1日から努力義務は開始しておりますので、そちらのほう、なるべく早く。今、具体的に何月からというのはちょっと申し上げられないのですけれども、なるべく早く実施していければと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

実施は、なるべく早くということで。

1点、実施の時期につきまして、スタートする以前からヘルメットを買われた人に対しても制度の恩恵を被むれるということについての御答弁がなかったようでございます。その点、再度御答弁願います。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

失礼いたしました。もう既に購入されている方につきましては、自治体によっては購入後1年以内のものですとか、例えば昨年12月以降購入したものと、そういった幾つかのパターンがある自治体がありますので、そういったところも今、調査させてもらっているところですので、なるべく既に購入した方でも助成対象とできるような制度設計というのは考えていきたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

大変に町民に寄り添った形の制度設計になるということで、期待を持って制度の設計がなされるように今後も注視をさせていただきたいと思っております。

ヘルメットにつきましては、町内のあちらこちらで特に御婦人方から御要望がございました。「町内だったら、前田さん、自転車で移動するほうが便利だよ。もう物価高騰もしているから、ガソリン代もかからないし、後々は車を手放す時期に来るのかなと考えると、自転車をたくさん使っていきたい」とか、あと「パートで働いているおばさんちはね、自転車は欠かせないんだよ」と、「ヘルメットの補助、早くしてね」というようなお声がかかったことも申し添えたいと思っております。

それでは、2つ目の自転車利用者のヘルメット着用努力義務について周知徹底することはというところでございます。今、既に購入された方にも十分に恩恵を受けられる制度設計になるということを前提に考えますと、ますますこの辺の周知徹底のキャンペーンというものが大事になってくるころだと思っております。

厚木市の担当課長さんにお伺いいたしましたら、インフルエンサーというものを厚木市ではすると。厚木市さんはブロック塀の件でも担当課長にお話を伺った市でございましたが、市内の県立高校生にヘルメットをかぶってもらって、希望者にかぶってもらって、そして周知徹底を図っていくというようなことをなさるそうでございます。

開成町におきましても県立の吉田島高校さんとは本当に協力的な関係を築いているところでございますので、生徒の代表にヘルメットを通学中に着用するヘルメットインフルエンサーとして活動してもらおうという、このような周知徹底の方法を御提案したいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（山本研一）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

今、前田議員が言われた厚木市の事例について、すみません、私、承知はしていませんでしたけれども、参考にさせていただければと思います。また、来週には交通指導隊を中心として自転車の乗り方街頭指導というのを駅中心、駅前などでキャンペーンを実施しますので、そういったところ、交通安全運動で客気を捉えて周知徹底は進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

厚木市さんの事例につきましては、実は、本当につい数日前のことでございまして、6月19日の6月定例会議の補正予算の中で上がった案件の1つでございまして、ヘルメットに関して厚木市は2つ推進をしておりました。自転車ヘルメット購入助成額の増額を1,000円から2,000円ということで6月補正予算、そして、今、御紹介いたしました厚木市インフルエンサー事業も展開すると。これは、やはり大規模な大きな市でございまして、補正予算として195万7,000円という形で、市内の県立高校の希望者に周知するというので、重要性を加味して推進するというので、まだ本当に数日前の事柄でございまして、ぜひ参考にさせていただいて動いていただきたいと思っております。楽しみに新しい施策を待ちたいと思っております。

それでは、3項目めに移らせていただきます。小項目の3番、ブロック塀等倒壊の未然防止策はということについて、先ほど一定の答弁をいただきましたので再質問させていただきます。

神奈川県内の市町村のコンクリート塀等撤去等に対する補助事業の一覧というのが県から発表されております。昨年、令和4年11月現在では、県内33市町村のうち、この補助事業を展開している市・町は28の市・町がございまして。一方で、行っていないところは本開成町を含む5つの市・町でございまして。2つの町と3市でございまして。開成町もそうですけれども、もう1つの町も以前はやっていたけど終了したという状況下の中で、5つの市・町が行っていないという事柄でございまして。

県内の動向を見ますと、ブロック塀に関する補助事業は、施策内容は本当に千差万別で詳細な施策展開がされておりました。補助金の金額はもちろんのこと、補助を受けるための要件も様々で、この事業について行政の方々の御苦労の様子がかい知るところの施策で、本当に大変なのだなど感じておるところでございまして。

しかしながら、先ほど申し上げた厚木市の担当課長さんにお話を直接に伺ったのですが、厚木市の制度面は、ブロック塀等防災工事補助金交付制度というものが2007年、もう16年前に制度がなされて、現在もそれを要綱変更しながら現在

に至っていると。そして、厚木市の課長にお伺いしますと、2年前に要綱の更新もされているのです。しっかりと手が入っていると。「ああ、すごいですね」とお話を言いましたら、「議員さん、実は、ほとんどの神奈川県内の市町村は、こういう制度設計をしているところは、2年前に皆さんそろって申請書の書式変更を行うために制度にてこ入れをしていますよ」というお話でございました。

最後につくづくとおっしゃっていたことは、「この施策の一番の目的は、自分の行政区内の危険なブロック塀をなくすことなんです。まずは、なくしていくことなんですよね」と、しみじみとおっしゃっておりました。このことは、最近の災害、豪雨から鑑みますと、早急にこの制度を再度構築されて開成町でも運用していくべき事柄であると思います。町長、いかがでございましょうか。御答弁願います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ブロック塀の問題に関しましては、もちろん老朽化したものが建て替えられるなり、もしくは生け垣等に変わることによって危険がなくなり安心・安全につながる事が望まれることは確かであると思います。同様に、例えば、空き家対策とかも似たようなところがあるのではないかなという認識もあります。放っておいて、そこが治安が乱れたり、もしくは崩れて人に危険が及ぶ可能性があるという意味では、ブロックも同じなのかなと思います。

ただ、私個人的な考えからいたしますと、ブロック塀を直せる人は相応に資力、お金がある人かなと思います。さらに、行動を促すためには、それなりの補助額にもなると思われれます。これは、例えば国として、そういうお金があるなし、資力があるなしにかかわらず強力に推進すべき政策、例えば、ゼロカーボンであったり再エネ推進とかであれば、所得、資産の有無にかかわらず進めるべきだと思いますけれども、事これに関しましては。

例えば、地震による死因が何かといったときに、火災、家具の転倒、家の倒壊、すみません、家の倒壊というのは入っておるのですけども、となります。よって、例えば、三大死因に対する補助、具体的には感震ブレーカーであるとか、消火器であるとか、家具の転倒を防ぐ器具であるとかというものに対する補助のほうが、より効果的であり公平性があるのかなという認識でおります。

以上になります。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今、町長答弁いただきましたように、確かに少額なものではございませんし、先ほど御紹介いたしました28市町村の補助金額も、本当にそれで全て住民の方が足りているかといえば、そうではないということも私も承知をしているところでございます。しかしながらというところで御紹介をいたしますと、先日NHK、1週

間前のNHKのニュースで、ちょうど5年前の大阪北部地震でブロック塀が40メートルにわたって倒れて大阪の小学校4年生の女子児童が亡くなったことを踏まえて、ブロック塀に対するものがニュースで流れておりました。そこにブロック塀の対策をどう進めるか、課題の1つに費用負担があると報じられておりました。

そこで、そのところにブロック塀に関する専門家という方で東北工業大学の最知名誉教授がコメントされていました。行政に対しては、住民のことを本当に考えるのであれば息長くブロック塀問題を見ていく、自治体は知らないよということでは絶対に済まない部分、地道に向き合っていく必要があるというようなコメントをおっしゃっていました。本当に費用的な負担。ですから、もちろん町でできる範囲の補助を、そして所有者にそれに火をつけて、その分、ほかは国や県にも十分に呼びかけをしていただきたいと思います。町長、いかがでございますか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私の考え自体は先ほどお伝えしたとおりであります。例えば、危険箇所を確認するとか、それをもってブロック塀の修復なり建て替えとかを促すということではできるとも思いますが、補助金に関しましては先ほど述べさせていただいたとおりであります。ただ、県内のほかの市町の実態、そこら辺も改めて確認させていただきながら今後検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。

ブロック塀を直していただきたいという思いで、所有者の元に本職員も足しげく通っていることは十分に承知をしているところでございます。ある行政から伺うと、定期的にブロック塀を直していただきたいお宅を中心にチラシを持って「いや、ブロック塀、危険ですね。見に参りまして、ぜひとも」ということで、周知のチラシを持って足しげく顔を見せながらブロック塀の倒壊防止に足を運んでいるという行政もあると伺っております。

本町も町民に寄り添った形で安全・安心ということで、先ほどのニュースではないですけれども、市長が黙禱をしながら「このようなことがないように」と謝罪の黙禱の場面がございました。決してそのようなことがないように、ほかの他市町村も、また本町においても、ブロック塀の倒壊については先進的な事例を十分に調査研究をされて、町民に安全・安心を与えていただける町政運営を山神町長にお願いして一般質問を終わります。

○議長（山本研一）

副町長。端的にお願いします。

○副町長（石井 護）

あと1分ありますので。一般質問を終わりますということでしたが、ちょっと私のほうで補足をさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃられるとおりでと思いますが、冒頭、町長のほうでこの制度については調査研究していきますと。具体的に言いますと、やはり制度のまず必要性であるとか、やった場合、実施した場合には実効性というのが問われますので、まずは議員がおっしゃられたとおり開成町の中で実際どのぐらいの危険があるブロック塀のお宅があるのか、そこをまずきちんと調査をしてから判断をしていきたいという意味でございますので、御理解させていただきたいと思います。

○議長（山本研一）

これで前田議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。

再開を11時30分とします。

午前11時15分

○議長（山本研一）

再開します。

午前11時30分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

5番、武井正広議員どうぞ。

○5番（武井正広）

皆様、こんにちは。5番、武井正広です。

通告に従いまして1つの質問をいたします。山神町長に今後のまちづくりについて問う。

4月の町長選挙では、新人での無投票当選は33年ぶり、そして12年ぶりの新町長誕生と、町民から多くの期待を背負い山神町政が誕生しました。本町は人口増加率県内1位、小田急線急行停車駅になるなど明るい話題が多いが、一方で高齢者人口増加に伴う支援体制や北部地域の活性化、そして現在進めている駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の進捗など課題も多い。

山神町長は、取り組みたいことは「もっといくぜ！開成、好循環でみんな笑顔に！」、これを実現したいと以前から訴えられていました。この好循環の実現に向け既に取組の構想は考えられていると思いますが、今年度予算は既に決定し、予備費も限りがあります。中長期の取組も含め、この状況の中で様々な公約を具体的にどのように実施され好循環なまちづくりを行おうとしているのか、町民の関心は高いです。そこで、以下のことについて町長の考えを問います。1、「もっといくぜ！開成、好循環でみんな笑顔に！」、好循環を実現するために具体策は、2つ目、「教育のまち開成」にふさわしい図書館の整備とはどのような構想を持っているのか、3、「汗かく営業マン」と自称されるがお金を稼ぐ具体策は。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、武井議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1つ目、「もっといっけ！開成、好循環でみんな笑顔に！」、好循環を実現するために具体策はについてと、3つ目の御質問、「汗かく営業マン」と自称されるが財源確保の具体策はの回答は、一部重複する部分がございますので併せてお答えいたします。

全国的に人口減少が進む中、開成町は人口増加が続いており、「もっといっけ！開成」の精神で今後もさらなる人口増加を図り好循環を創造していくことを目指しております。この好循環の流れは、まず人口やにぎわいの増加が税収の増加となり、税収の増加が財源のアップになります。この財源のアップにより様々な効果的な施策を実行し、町民の皆様の住みたい、住み続けたいという笑顔や幸せとなり、これがさらなる人口増加につながると考えております。

この好循環を実現するための手法として、幅広いパートナーシップの構築として町民団体、民間企業、国や他の自治体との連携を進めてまいります。また、最少の経費で最大の効果を上げるため、1つの事業で複数の課題の克服を図る包括的な課題解決に取り組みます。このほか、時代の流れといたしまして町民本位のデジタル化も進めてまいります。

そして、極めて重要と考えておりますのが財源の確保であります。財源の確保の具体策につきましては、ふるさと納税、特に企業版ふるさと納税に力を入れていきたいと考えております。このほかの財源確保といたしまして企業誘致の実現や公共施設のネーミングライツにも挑戦し、財源の確保に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

次に2つ目の御質問、「教育のまち開成」にふさわしい図書館の整備とはどのような構想を持っているのかについてお答えいたします。

「教育のまち開成」にふさわしい図書館を都市計画道路駅前通り線の沿道の一画に整備する構想を持っております。この図書館は、単に蔵書を増やすだけではなくインターネット環境を完備して様々な集いの場として、さらに家でも職場でもない第3の居場所、サードプレイスとしてなど様々な利用者のニーズを捉え、それぞれの目的で御利用いただけるような居心地のいい居場所をつくり出したいと考えております。

また、ソフト面では、町の歴史や特産物、企業などの情報提供や図書館を活用した調べ物コンクールの開催、時事問題や時の話題などの情報を提供するなど、様々な学びや情報の発信拠点としていきたいと考えております。この図書館の構想は、整備を考えております都市計画道路駅前通り線沿道の一画という駅近の利便性を最大限に生かして町内だけでなく町外からの利用も呼び込み、多世代の多くの人々が

交流する拠点として図書館を中心とした様々な機能を持つ複合施設の整備を目指しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

5番、武井です。

ありがとうございます。再質問を始める前に一言申し上げます。山神町長、このたびは第9代開成町町長就任おめでとうございます。山神町政に大勢の町民の方々が期待をしております。私も期待している者の1人ではございますが、私は二元代表制の一翼を担う議会の一員として是々非々で今後も開成町の発展のために貢献したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、順次再質問をしていきます。今の答弁に民間企業などとの連携との答弁もありましたが、町長就任から2か月、当初予算は固まっている中でも山神町政の動きは見えてきました。既に民間企業や社会福祉法人との包括連携協定やゼロカーボンシティ創成パートナー企業協定など合わせて3件、そしてあじさいまつりをはじめ日頃から町長自らの情報発信は評価するところで、「汗かく営業マン」の一端も感じ、これからさらに期待したいところです。

では、まずは「もっといくぜ！開成、好循環でみんな笑顔に！」、好循環を実現していくためにどうしていくのか。好循環という考え方、すばらしいと思うのですが、最近よく名前が出てくるのは兵庫県明石市が代表的だと思います。徹底した子育て支援を行うことにより若い子育て世代の転入が増加し人口増加、そして税収が増加し新たな施策、高齢者向けの政策なども充実していく、このような好循環が明石市では起こっており、全国的にもそういった動きが出ておりますが、非常に分かりやすい循環になってはいますが、山神町長のおっしゃる循環というのは同様の考えなのでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、「もっといくぜ！開成、好循環でみんな笑顔に！」につきましては、政治活動、選挙活動において掲げておったキャッチフレーズであります。もちろん町長就任後はこのキャッチフレーズは使用しておりませんが、思い自体は全く変わっておりません。一部、先ほどの答弁にも重なるところはありますけれども、開成町に今、課された責務は足柄地域の経済を牽引すべく、やはり経済的な発展というものを目指していくべきであるという意味で、しかも好環境にあるという今だからこそ、「もっといくぜ！開成」という気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

「みんな笑顔に」というのは、町民の皆様が笑顔に、町民の皆様が幸せにということを明確に最終目的の軸として置いて、あらゆる政策がそこに向かって整合性が

取れているか、正しいかどうかというのを常に確認しながら進めていきたいと思っております。

引き合いに出されました明石市でありますけれども、人口が30万ということで開成町とは大きく違いますので、全てが参考になったりまねできるものとは思っておりませんが、様々な点で非常に勉強になる市であるとは認識しております。私も実際、視察は一応行ってきましたけれども、どのようなところが勉強になるか、参考になるかという意味では、まず駅前の民間商業ビルに図書館をはじめ市の施設が同居しておるという意味では、開成町にも駅前の利便性というものを生かして町内外からの人の流れを呼び込むというアイデアにおいては、非常に参考になるのではないかなという思いはあります。

また、明石市さんの場合はターゲットを明確にされているという意味でも参考になります。具体的には、市の立地条件からしまして学ぶとか働く、遊ぶというのは諦めて、暮らす、育てるというのに、より特化した、注力した方針を掲げて、子どもから始めれば経済も回るということを明確に打ち出されている点はとても参考になるところであります。なぜならば、開成町は町外で働かれている人の比率が全国で10番目に高い町であります。いわゆるベッドタウンです。もちろん企業誘致も、足柄産業集積ビレッジのエリアも指定されておりますので、一生懸命頑張っていくところではあります。開成町が将来的に目指す像は住む町、住みやすい町、住み心地を最終的には求めていくというのが明石市さんからの示唆するところでもあると認識しております。

これら以外には、明石市の場合はあらゆる補助金に関しては所得制限なしということになっておりますけれども、この点に関しては私は考え方が異なっているところはあります。ただ、現金給付はしないとか、こういったことも1つのこだわりとしてされておるようでありまして、いろいろ学ぶところは多い市で、好循環に関して同様の考えかという意味では同様であります。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

ありがとうございます。明石市、私なんかよりしっかり理解されていて、もうイメージができているのだなと改めて感じたところであります。

今まで以上の子育て支援というものを期待しています。私は学校給食の無償化を訴えておりますが、今回は時間の関係もありますので、ほかに聞きたいことがありますので、そこは問いませんが、先ほど町長がおっしゃられたとおり、明石市は人口の桁が一桁違うということがありますけれども考え方は大いに参考になると言っておられました。あくまでこれは人口増というのが大前提となりますので、今後、開成町で徹底した好循環をつくり上げていただきたい。

そして、次になりますけれども、ふるさと納税、それから企業版ふるさと納税、

こういったことについて少し触れたいと思いますが、現状、この辺りというのは自治体の考え方によって大きく差がついてきているように感じます。本町でも来年度以降はもちろん期待したいところなのですが、今年度についても本予算が既に執行され、予備費もあまりない中で、新たな予算という意味でも企業版ふるさと納税には大いに期待したいところなのですが、新たな動き出しそうな案件も出てきているのでしょうか。

開成町の地域再生計画では企業版ふるさと納税の令和3年から令和6年までの4年間の累計の受入目安、いわゆる目標は4,200万となっております。年間で約1,050万、改めて町長の企業版ふるさと納税受入拡大についてどのように考えられているのか、お願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず財源に関しては、どうしても就任すると何をやるのだという話になるのですが、けれども、最も大事なものは住民税、固定資産税でありますので、よって人口が減らないように、人口が増えるように魅力あるまちづくりをするというのが最も大事であります。その上で企業版を含めたふるさと納税には力を入れていきます。実際、来月、組織も多少見直させていただきまして、ふるさと納税に限ってはおりませんけれども、ふるさと納税も含めまして強力推進する体制を整備し、積極的に事業を推進していきたいと思っております。

具体的に今年度、寄附の企業版を含めたふるさと納税の数値的なものも御質問いただきましたけれども、まずは、特に企業版ふるさと納税の場合においては、共感していただいたり、このような使い道であればぜひ寄附したい、納税したいというメニュー、プログラムを可及的速やかに整備するところから始めたいと思っております。もう既に実際、私も企業を回ったりとか、個人の友人、知人にはチラシは配りまくっておりますけれども、そうそう簡単に寄附に結びつくようなものではないと。関係性を築いて、そして企業側のニーズも踏まえて、その意向に沿ったものを実現させていただきたいと思っております。

先ほど共感を得られるようなメニュー、プログラムという意味では、実際に私が回らせていただいている企業の中では、例えば、障害者雇用で何かお役に立てないですかという具体的な相談もあります。こういうようなものを1つ1つ丁寧に対応しながら寄附に結びつけていきたいと思っております。

あと、どうしてもお金の話になってしまうのですが、ふるさと納税には物納とか、具体的には楽器であるとか防災備品というものを企業からの寄附、9割の税制優遇をもって行われている実例もありますし、あと人材派遣、企業から人材を市町村に派遣していただいて、その経費を制度の下で運用するというのもありますので、これら様々な手法も含めて鋭意全力で取り組んでいく所存であります。

そして、個人版のふるさと納税としては、返礼品の発掘であるとか品ぞろえであ

るとか募集方法であるとか、こういうものも常に情報をアップデートしまして、できるだけ多くの寄附をいただけるように努めてまいります。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

少しずつ動き出してきたなど、かなり明確なところに来ている感じはありますので、今後期待していきたいと思います。最初から「汗かく営業マン」と町長も言っておられますので、実際そういった動きが出てきているのだなというところを感じております。

では、続きまして2つ目の、時間があっという間にたってしまうのですね、もう少しゆっくりかと思ったら、もうあと11分しかないということで急いでやります。2つ目の「教育のまち開成」にふさわしい図書館の整備とはどのような構想を持っているかについてに移ります。

開成町の図書館、多くの多くの町民が待ち焦がれてきました。私もその1人です。この4年間で議会の委員会で大磯町や南足柄市の図書館、昨年には小田原駅前東口図書館、そして長野県小布施町の図書館「まちとしょテラソ」なども視察し、読書だけでなく交流の場、地域の文化を感じる場であると再認識をいたしました。開成町周辺自治体の図書館、図書室も個人的には見に伺っております。町長の思い描く政策として図書館構想、ぜひ実現をしていただきたいです。町長は就任前から図書館の設置については並々ならぬ思いがあり、全国数十か所の図書館を見に行つたと聞いておりますが、その思いを伺いたいです。お願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

先ほどの答弁にもありましたけれども、現場主義にのっとりまして、できるだけ見れるものは見たいと思い実際に視察を重ねてまいりました。図書館を見る場合の私の視点は主に3つほどありまして、まず居場所として、あとは交流拠点として、そして3つ目は情報もしくは知の発信拠点として、この3項目から開成町の参考になるものはあるかないか、あるとすればどんなものかという視点でいろいろと見てまいりました。私が思い描く図書館像は既にありますが、繰り返し申し上げていきますとおりが決めるものでもありませんし、皆さんの声をいただきながら何とか構想を実現させたいと思っております。

「教育のまち開成」にふさわしい図書館という意味では、残念ながら開成町の図書室は今、様々なデータ、蔵書や面積、利用者数で見ますと県下で最低クラスにあります。やはり「教育のまち開成」にふさわしいものにしていきたく思っております。まずもって蔵書の増加が不可欠ではありますけれども、今や図書館は本を借りるだけのところではなくなってきております。自習や仕事、会議や待ち合わせ、

憩い、催物など様々な目的で利用されておりますので、実際様々な目的でいろいろな方々が行きたくなる空間をつくり上げたいなという思いであります。加えて駅近の利便性も生かして、交流人口も増やして経済の活性化にも結びつけていきたいなと思っております。

先ほど紫波町の例でもありましたけれども、民間の資本、活力とノウハウを最大限活用することを同時に目指していきたいと思っております。あとは、内容等は町民の皆さんから御意見をいただきながら、そのプロセスも経て自分の町の箱物、今回の場合は図書館を自分のこととして捉えていただき、出来上がったものが我が町の図書館という思い入れや愛情が生まれるように、そういったプロセスも重視しながら進めていければと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

町長の思い、よく分かりました。我が町の図書館、やはりそう思える図書館を造っていきなと私も思います。1つ伺いたいのが、具体的に数十か所見学する中で、開成町でもこれは活用できるななどという事例というのは幾つか、もしありましたらお答えいただきたいですが、お願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

先ほども申し上げた3つの視点で見た場合に私が一番好きになったのは塩尻市の「えんぱーく」という図書館ですが、人口規模であったり面積も違いますので、開成町の人口規模に見合ったという意味では、先ほども引き合いに出されました岩手県紫波町の町立図書館と東京都の瑞穂町立図書館が一番こんなのがあったらいいなと思った図書館です。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

ありがとうございます。構想は、やはりきちんと持っておられるんですね。もう本当に私も以前から「よくこれだけ全国に図書館を見に行かれるな」などと思っているとところはあったのですが、今後いろいろ私もここは勉強したいと思っております。

先ほども皆さんの意見を聞きながらということで町長からお話があったのですが、将来的な図書館設置に向け町民との協働でつくり上げていくということが「おらが町の図書館なんだ」ということで一番必要だと思うのですが、昨年議会で視察した長野県の小布施町は、ここの町立図書館、「まちとしょテラソ」ですね、ここは7

年以上かけて町民と一緒に頑張って様々な場をつくって図書館をつくり上げたということなのです。その結果、1万1,000人いる人口の4割の方が図書館の登録をされていると。驚くほどの町民に親しまれる図書館づくりに成功されました。

そして、ここの図書館の館長というのは全国からの公募です。そして、ここは、ある調査では一生に一度は行きたい世界の図書館に選出されるほどにもなっております。このように最初から町民に親しまれる図書館づくりのため、ぜひ町民との協働による図書館づくりを進めてほしいと思いますが、町長、お考えは、もう一度伺います、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

もちろん進めたいと思います。小布施町に関しましては、3回ほど視察に行きました。うち1回は地方活性化センターというところが開催したセミナーで、町長さんや図書館の館長からお話を伺いました。小布施町に関しては官民連携も活発で、オープンガーデンに代表される町民の参加も物すごく活発で、かつ基金を募ったときに町民から5億円の寄附が集まったり、あとは何より校門がない、正門がない小学校というのがとても印象的な町で、憧れの町の1つであります。

ただ、図書館を描いた場合に、全国で何とかとか世界で何とかとかというようなところは目指す思いはありません。あくまで町民の皆さんが利用していただけて笑顔になって幸福感を感じていただけるような図書館像を目指していきたいなと思っております。協働に関しましては、繰り返し申し上げておりますけれども、できるだけ多くの方々に関わっていただいて、思い入れ、愛着の湧くような箱物にできる限りしていきたいというふうには努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

分かりました。町長の図書館構想、十分に理解したつもりです。

最後に、これ難しい質問、ああ、もう1個あるのですね、ちょっと難しい質問になるのですが、これはもちろん駅前通り線周辺地区土地区画整理事業と関わる話になると思いますが、時期はいつ頃を想定されているのでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

時期につきましては、今現在、地権者さんとの交渉等、作業が進行中のタイミングでもありますので、コメントは差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

分かりました。

では、最後になりますけれども、図書館は開成町の夢であり未来です。これからじっくりとつくり上げていきましょう。

そして、最後になりますが、自治体経営という考え方から町長自ら言われる「汗かく営業マン」、まさしくトップセールスはこれからとても重要なわけであって、山神町長の手腕に期待しているところであります。最後に今後のまちづくりに向けて町長自らのトップセールスについて、一言あればお願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

「汗かく営業マン」として精いっぱい働きます。しかし、私自身はスーパーマンでもありませんし魔法のつえもありません。ふるさと納税一つ取っても、私自身が職員の方にチラシを今回作っていただいて1人1人配っております。言ってみれば、こういった地道な努力をするしかないところも多々あると思いますので、武井議員はじめ皆様方にも自分事として御理解と御協力をいただければと思うところであります。

以上です。

○議長（山本研一）

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで武井議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。なお、再開は13時30分といたします。

午前11時59分

○議長（山本研一）

再開します。

午後1時30分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

失礼しました。すみません。午後の会議が始まる前に午前中の武井議員の質問に対して町長から訂正を求められましたので、これを許可いたしました。

どうぞ、町長。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

お時間をいただき申し訳ありません。午前中の武井議員の御質問に対する答弁の中で、図書館に関しまして、利用者数、面積、蔵書の数等に関しまして県下で最低水準である、それゆえに「教育のまち開成」にふさわしい図書館をつくり上げていきたいという旨、答弁させていただきました。私がお伝えしたかったのは数字の話でありまして、職員の皆様方、司書の皆様方におかれましてはしっかりと業務に当たっていただいておりますし、しっかりと役目を果たしていただいているということが事実であります。繰り返しになりますけれども、私がお伝えしたかったのはあくまで数字の話でありまして、職員の皆さんはしっかりと業務に当たっていただいていることを申し上げまして答弁内容の訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

それでは3番、石田史行議員、どうぞ。

○3番（石田史行）

皆さん、こんにちは。3番議員の石田史行でございます。

それでは、通告に従いまして1項目、質問をさせていただきたいと思っております。町議会議員選挙投票率低下の課題と対策を問うということでございます。

今般4月に実施されました町議会議員選挙の投票率は、前回に比べまして約14%減の50%程度という開成町史上歴史的とも言える低投票率となったわけでございます。本来、開成町民にとって最も身近な選挙であるはずが、このような結果になったということは極めて私は深刻な事態でありまして、開成町の民主主義の危機といっても私は過言ではないと思っております。

町として、この事態の要因をきちんと分析するとともに、これまでの取組をしっかりと検証する必要があると考えております。そこで、次の点について町長の見解を伺いたいと思っております。まず1点目、各世代ごとの投票率と各自治会のエリアごとの投票率というものをお示しいただけますでしょうか。次に2点目、町議選の低投票率の要因というものをどう分析されていらっしゃるでしょうか、お示しをください。そして、最後に3点目、投票率を向上するための取組内容は。

以上、御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

石田議員の御質問にお答えいたします。

まず最初にお断りさせていただきたいのですが、御質問の選挙の執行管理に関しましては地方自治法に基づき選挙管理委員会が所管しております。選挙管理委員会は選挙の適正な執行を確保するため都道府県や市町村に設置されている行政委員会で、政治的中立性や選挙の公平性を確保するため首長から独立した機関として設置されております。したがって、町長は選挙の執行、管理に関する権限を有しておらず、公平性、中立性の観点からも御質問にお答えすることはできません。この

場では私が感じていることについて述べさせていただきます。

まず1点目の御質問、投票率についてです。選挙の投票率の低下は全国的な課題となっておりますが、最近の開成町の投票状況をどう捉えているかについて述べさせていただきます。

国政選挙における状況ですが、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における神奈川県選出議員選挙の投票率は59.58%で、前回選挙と比較して6.93%の上昇となりました。また、令和3年10月31日に執行の衆議院議員選挙小選挙区における投票率は63.38%であり、前回選挙と比較して2.47%上昇しました。このように、直近の国政選挙における開成町の投票率は上昇しております。また、全国平均、神奈川県を平均を上回る投票率となりました。一方で、本年4月に執行された町議会議員選挙では投票率が50.19%と、前回選挙から13.85%低下しました。

選挙管理委員会が公表いたしました投票区ごとのデータによりますと、投票率が最も高い投票区は岡野、金井島地区を対象とする第1投票区で60.03%、最も低い投票区は下島南、下島西、みなみ地区を対象とする第7投票区で42.82%でした。直近の状況で申し上げますと、国政選挙の投票率は上昇した一方で地方選挙の投票率は低下したということになります。これが本町の現状と捉えております。

年齢別の状況ですが、選挙管理委員会では町議会議員選挙の年齢別の集計を行っていないことから、一般的な傾向として令和元年参議院議員通常選挙の結果を基に総務省が公表しております全国188投票区から抽出したデータを紹介させていただきます。18歳から39歳までの投票率は40%未満であるのに対しまして60歳から79歳までの投票率は60%台となっております。このように、全国的に若年層の投票率が低い傾向にあることが共通の課題と認識しております。

2つ目の御質問、町議会議員選挙の投票率が低かった要因についてです。今回の町議会議員選挙に関しては、前回は同日に執行された町長選挙が無投票となったことも投票率低下の一因と捉えております。投票率は主権者の意識、当該選挙における争点の明確性や立候補状況、あるいは社会経済情勢など様々な要因や事情が複雑に影響するものと考えられ、投票の義務化などの制度的な対策や電子投票などの技術的な対策などを除けば投票率を大きく押し上げる即効性のある特効薬はないものと認識しております。

選挙は国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要な機会です。私としては、まちづくりの基本姿勢として「ALLかいせい」を掲げ、様々な場面で多くの町民の皆様がまちづくりに参加していただくことを通じて町のことを自分事として捉えていただき、町民の代表を選ぶ選挙への関心が高まり結果的に投票率も上昇していくものと考えております。

また、選挙管理委員会では投票環境の整備などに取り組んでおられ、その結果が投票率に結びつくことを期待しております。そして、候補者の政治活動並びに選挙活動の活発化度合いも投票率に影響する要因の1つであると考えております。

3つ目の御質問、投票率向上のための取組についてです。選挙管理委員会では投票環境の整備、選挙啓発など様々な取組が行われております。一例といたしまして、今回の統一地方選挙では候補者の思いや政策を全ての町民にお伝えすべく、選挙公報を従来の新聞折り込みからポスティングへ変更し全戸へ配布されました。私といたしましては、今後、投票率の向上を図るため選挙管理委員会が実施する活動に対し予算や人員配置の面で支えてまいりたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

3番、石田史行でございます。

町長が冒頭おっしゃったように、地方自治法に基づき選挙管理委員会というのはあくまでも首長から独立した機関であるから答弁は難しいという中で、それは私も重々承知していますけれども、そういう中で精いっぱい御答弁をさせていただいたと思っております。

町長に本来聞くのはなかなか難しいところはあるのですが、本当に今回の町議選は、町長選挙がなかったということの一言では片づけられないぐらい非常に大幅に下がりました。私も投票率は下がるだろうとは思っていたのですが、ここまで下がるのかというのは、正直、私も衝撃を受けたぐらいなのですよね。それで今回、午前中はいろいろ大変難しい話が続きまして町長もお疲れかと思しますので、非常にシンプルな話をしたいと思っています。

町長、今回の町議選の投票率を一町民としてどう思われますでしょうか。御所見を教えてくださいたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

一町民といたしましてという域は多分越えると思うのですが、私、立場上様々な選挙の投票率の推移をデータ化したり、大学院で投票率を上げるためにはということも結構勉強してきました。それで、事実といたしまして、国全体として、直近の参院選、衆院選は投票率が上がりましたが、大きな流れで行けば低下傾向にあるというのは事実でありますし、それはひとえに政治への関心というものに尽きるのかなという思いであります。ゆえに先ほども申し上げましたけれども、特に町単位であれば、まちづくりにできる限りいろいろな方々に参加していただくことは、ひいては投票率という数字に結びつくものと確信しておりますし、そのような取組をしていきたいと思っております。

あと、加えまして、データですけれども、これは概してですが高齢化率との関係性というのもあると思います。その視点から行きますと、むしろ開成町は、すごく変な言い方になってしまうのですが、これまでが比較的高かったようにも感

じるところはあります。それを今後に生かすためには、高齢化率が低い町でありますので投票率はより一層下がってしまうおそれがあるとも言えると思いますので、より一層皆さんに関心を持っていただいて、まちづくりにも参加していただいて、ひいては投票という行動につながるように努めていくのが我々の果たす役割かなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

町長から率直な御所見をいただきまして、また具体的にどうしていきたいのかということも含めてお答えいただきました。町長が今るる述べられたのは、まさにおっしゃるとおりでして、まさに今回、本当に私も選挙戦を戦っていて関心がない、関心がない、町議選に関心がないのですよね。今日いらっしゃっている傍聴された方々は恐らく、ほぼ全員の方が投票に行かれたと思うのです。と思うのですが、2人に1人が投票に行かなかったというのは、これは本当に。

まさに県議会議員とか国会議員さんというのは一町民から見れば遠い立場ですけど、町長であるとか我々町議会議員というのは、町民にとって最も身近で、そして最も寄り添ってくれる立場の人たちを選ぶ選挙が残念ながらこういった結果になったということは、やはり深刻に受け止めなくてはいけないなと思います。

そういう意味で今後どうするのかということでありまして、先ほど町長から、町民の皆さんがまちづくりにもっと関与していただくということによって結果的に投票率が上がり、町政への関心が上がり、そして町議選の投票率も上がっていくのではないかというお話でしたけれども、具体的に。先ほどの最初の答弁でも「ALLかいせい」、何度もおっしゃっていたのですけれども、「ALLかいせい」というものを掲げて町民の皆さんにまちづくりに参画していただくということですが、具体的にどういった、今後ですね。

これまでも町民がまちづくりに参加していなかったわけではないですから、だから、これまでのまちづくりの参画とはどう違うのかも含めて、どういったものを考えていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

先ほど来、申し上げているとおり、まちづくりに参画していただくということを働きかけていきたいと思っております、それには具体的にというか幾つかあります。1つは、例えば私が構想を描いている図書館の拡充にいたしましても、皆さんの声を拾っていく努力をします。そこに声を寄せていただいて、それが全部は反映されないとは思いますが、参画していただくことによって、それが自分のこととなって出来上がったものに思い入れなり愛着が湧くと。友人が来たり親戚が来

たら我が図書館に行こうと、そうになっていただくのが理想だと思っております。

おっしゃる実際に既に参加されている方は当然いらっしゃいます。そのことに関しましては2つほどありまして、1つは活躍していただいていること、まちづくりに参加していただいていることを当たり前と思わずに、感謝の気持ちを持って、それを今後も続けていただけるようお願いしていくと。感謝の気持ちを持ってお願いしていくということとともに、投票されたのが2人に1人であるということから半分の方は恐らく関心があまりないという、その層に向かっていかにアプローチしていくか。例えば、総合計画を策定しますというときに無作為抽出で、今まで声を届けることができなかつたり、届ける機会がなかった方々に対して、いわゆるサイレントマジョリティ、声なき声というのを拾う努力をするのであるとか。

あとは小さな単位で意見交換会だつたりワークショップなどを丁寧に開催していくことによって、しかも時間帯もいろいろと様々に変えることによって、平日は無理だけれども土日はいいとか、夜は大丈夫だとか、オンラインなら大丈夫とかということで丁寧に皆さんの声を拾う努力をしていくことなどが考えられるかと思えます。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

大変るる丁寧に御答弁いただきました。そういった形で、やはり町民の方々が町政のことが人ごとではない、他人事ではないと思えるような、まさに町政運営というものを山神新町長はこれから目指していかれるとはっきりおっしゃっていらっしゃいますので、ぜひ、それを形にさせていただきたいと思えますし、それがひいては投票率の向上にもつながっていくのかなど。

考えてみれば、町長もおっしゃっていたように、うちの町の投票率がもともと非常に高いといえは高いのですよね。私が8年前に選挙に出たときの投票率は68%なのです。4年前はちょっと下がって64%。ですから、今回はちょっと下がって60%ぐらいかなと思ったら50%という衝撃的な数字が出たものですから、これは議会で取り上げなくてはいけないなというところも思って今回質問させていただいたところでもあります。

ただ、全国的に見ますと、町長もその辺のことはよく御存じかとは思うのですけれども、東京都の都内の市議選ですとか市長選とか、投票率が4割を切るというのはざらですから、まだ見方を変えれば50%あるんじゃないという見方も可能だと思うのです。ただ、うちの町は人口がどんどん幸いにも増えているわけで、若い方がどんどん入ってきてくれていますから、まさに若い方々の投票率というものをしっかりと上げていかななくてはいけないと私は思うのですけれども、その辺、町長はどうお考えでしょうか。お願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

のっけから弁明するわけではないのですけれども、町としてできることというのと国として取り組むべきというか取り組んでほしいと思うことが分かれると思いますので、若年層に対する投票率に関しては、実際成人年齢が引き下げられて18歳から投票率が得られるようになったりとか、そういう意味で制度的な見直しが今後とも図られるといいでしょうか、模索されることは期待いたします。

具体的には、例えば、投票の義務化であったり、ドメイン投票方式というのがあるのですが子どもさんの数に応じて保護者の方の投票できる数が変わるとか、そうすると子育て世代であったり子どもの声というのが届く可能性があるとか。これは国の話であって、町としてという話ではないということは承知いたしております。

あとは、地道な努力になると思うのですけれどもSNSでの発信とか。最近、私自身も、できる限り町での行事、起きていることとかを町のホームページとか、あとはSNS、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムとか。環境は整っておりますけれども、発信の頻度とか内容とかをもうちょっと町民により届くようにすべきであると考えておりますし、事に触れて職員の皆さんにもそこら辺はお伝えしているところでありますけれども。選挙に関しても、「選挙に行きましょう」というのはもう最後の話でありますので、町でこんなことが行われていますとか、これこれこういう予算でこういうことをやりますということを届ける努力。

ちょっと話はそれてしまうかもしれませんが、前回もお話ししましたが、世の中、需要が供給に合わせるのではなくて供給が需要に合わせていく。供給する側が需要、町民の皆さんに声を届ける努力をより一層していかななくてはいけないのかなというの、投票率もしくは政治への関心ということ1つ取っても感じているところであります。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

ありがとうございます。今回の投票率の低下に関しては、町だけの責任ではなくて我々候補者にも責任が当然あるわけですし、我々もやはり発信を、町民の方々への発信を高めていかななくてはいけないと私も痛感しているところでございます。

本当に投票率を上げるには、抜本的に上げるには、確かに、町長がおっしゃったように投票の義務化ですとか、それからインターネット投票を認めるですとか、そういったことをしていく必要がこれからあると思いますし、国は今デジタル化を進めておりますので、そういう方向になると思うのですけれども、大事なことは一番町民に身近な町長と、そして町議会議員選挙の投票率を下げないようにすること、これが大事だと思っております。ありがとうございました。

あとは、選挙管理委員会担当の総務課長に細かい事務的なことを確認させていた

だきたいと思います。

先ほど最初の答弁で、選挙管理委員会では投票環境の整備ですとか啓発内容、また様々な取組が行われているということです。今回初めて選挙公報の全戸配布というものがされたということでありますけれども、そのほかにこれまで取り組まれてきたこと、それをしっかりと検証する必要があると思いますので、どういったことを、期日前投票のことも含めて、どういった取組をされてきたのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

投票環境の整備と投票に関する選挙啓発という大きな2点で様々な取組を選挙管理委員会では行ってございます。投票環境の整備という点では、駐車場を完備している投票所を必要に応じて随時完備しているといったこと、それから投票所入場券へ宣誓書を裏面に印刷することですとか受付用バーコード印刷をしていること。それから選挙啓発という部分で申しますと、選挙年齢が18歳に引き上げられた平成28年当時なのですが、このことを受けまして、新有権者の意識啓発の一環といたしまして吉田島高校に出向き選挙に関する出前講座を高校3年生の生徒さんを対象に行っております。

そのほか町ホームページへの啓発、それから選挙の都度、ごみ収集車での啓発放送、それからポスティングのほか、入場券の発送に当たりましては、特に町選挙以外の選挙につきましては、松田郵便局管内の配送が一斉に行われますので、どこよりも早く入場券を郵便局に持ち込みまして、できるだけ告示日あるいは公示日にはほとんどの有権者の皆様に入場券が届くように配慮をしております。そのほか投票済証の発行に当たりましては、「あじさいちゃん」の写真を入れたカード式にしまして、より選挙を身近なものに感じていただくといったような工夫も行ってございます。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

ただいま総務課長から、選挙を身近に考えていただくような取組というものを様々されているということを確認させていただきました。引き続き投票率を下げないための取組というものをしっかりやっていただきたい。

そういう意味で、投票環境の整備という意味で1つ町民の方から御意見をいただいているのが、実は投票所が遠いと。あるところでは駐車場もないという御意見をいただいています。具体的に言うとどんぐり会館なのですけれども、宮台地区の方々がやはりあそこまで投票に行くのは遠いという御意見をいただいています。そうい

った意見は町に届いていますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、意見としては、そういった意見は選挙管理委員会としては伺っておりません。

それから、町内の環境といたしまして、投票所から御自宅のあるところまで遠いところで大体1キロ未満で収まっているという状況がございます。これが遠いか近いかということなのですが、国の基準、考え方と照らし合わせて考えてみますと、国は約3キロ以上ある投票区、あるいはおおむね3,000人を超える投票区につきましては分割しなさいといった基本的な考え方がございます。それから県平均、県のデータと照らし合わせても開成町の投票区は県の平均より倍近い投票所を設けているといった状況がございますので、投票環境としては、より近いほうが良いという御意見はもっともなのですが、十分配慮しているといったつもりでございます。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

実は、町民の方から、宮台にお住まいの方からそういう御意見をいただいたので、確認のために質問を伺いました。うちの町は投票環境が非常に充実しているということが今の総務課長の説明でよく分かりましたけれども、足がどうしても不自由な方とか、そういった方もいらっしゃいますので、歩くのもきついという場合もありますから、どんぐり会館に関しては駐車場を別途確保するようなことも検討したらどうかと思います。お願いします。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

南部コミュニティセンターの駐車場ということでございますが、基本的には幼稚園の駐車場を選挙当日の駐車場としては確保してございます。そのほか利便性ということですが、必要に応じて、できることは研究しながらやってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（山本研一）

3番、石田議員。

○3番（石田史行）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

投票率の向上に関しては、確かに特効薬はないとは思いますが、まさに

総務課長も選挙管理委員会の事務局として今回大変苦勞が多かったと思うのですが、地道な努力を引き続きやっていただきたいと思いますし、私も町民の声を届けるように努めたいと思っています。よろしくお願いします。私の質問を終わります。

以上です。

○議長（山本研一）

これで石田議員の一般質問を終了といたします。

続いて、2番、吉田敏郎議員、どうぞ。

○2番（吉田敏郎）

2番議員、吉田敏郎です。通告どおり、開成町の財政について新町長に問うということで質問をいたします。

令和5年度は第五次開成町総合計画後期基本計画第2期実施計画の2年目となります。

令和5年3月定例会議において、前町長の当初予算の提案趣旨説明の中では、将来都市像「明るい未来に向けて人と自然が輝くまち・開成」の実現に向けた政策を着実に推進し、その中でも「未来を担う人を育てる取組」、「脱炭素社会の実現に向けた取組」、「駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の推進」の3項目について特に重点的に取り組むことと発言をしております。

新町長は当面は政策や当初予算を継承して進めていくことになると思いますが、町長は4月26日に初登庁以来、まだ2か月が経過したにすぎません。でもその中で開成町の財政について、どのように把握しているのか、またどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

吉田議員の御質問にお答えいたします。

まず、財政状況の認識につきまして、令和3年度決算における様々な財政指標として、財政力の強弱を示す財政力指数は0.89、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は73.5%、地方債の償還により、資金繰りの状況を示す実質公債費比率は5.1%、地方債などの将来的な財政の圧迫可能性の度合いを示す将来負担比率は23.8%でありました。

いずれも法律に基づく財政健全化判断比率の基準や類似団体との比較では問題がない数値であり、現状、健全な財政運営が図られているものと認識しております。

一方、歳出面では、物価高騰などに伴う経常経費の増加、人口増加による幅広い分野の財政需要の増加のほか、公共施設の老朽化対策、新庁舎建設に関わる債務の償還、さらには駅前通り線周辺地区土地区画整理事業に大きな資金を要することもあり、引き続き健全な財政運営の維持に向けた努力は欠かせません。

今後も持続可能な財政運営を図るよう、将来を見据えた上で、より効率的かつ効

果的な事業の推進や、1つの事業で複数の課題の克服を図る包括的な課題解決などに努めてまいります。

今後の財政運営に当たっては、教育や子育て、基盤整備など必要とされる政策を実現するためにも、先立つもの、すなわち財源の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

財源の根幹となるのは、町税であります。これまでのまちづくりにより、個人町民税や固定資産税は増加しており、今後も人口増加に取り組み、税収の増加を継続できるよう努めてまいります。

そして、貴重な財源確保の手段といたしまして、ふるさと納税、特に企業版ふるさと納税に力を入れてまいります。

民間企業は社会や地域に貢献する機会を求めており、民間企業との良好な関係構築に注力し、開成町の課題克服が社会全体の課題解決のヒントとなるよう、また、各企業から共感や御指示をいただける寄付の使い道を用意してまいりたいと考えております。

このほかに、企業誘致の実現や、公共施設のネーミングライツにも挑戦したいと考えており、財源確保に向けて尽力し、財政の健全性の維持に努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田敏郎でございます。それでは再質問いたします。

今の開成町の答弁の中で、町長から財政状況は非常に健全であるということで答弁がありました。これに対しては非常に喜ばしいことであると私も感じております。

その中で、財政力指数、令和元年、2年、3年度の3年間の平均値が、0.89という数字が出ております。

3年度の単年では、0.8ということでありましてけれども、令和4年度の単年度数値及び2年、3年、4年度の財政力指数は、今この時点でお分かりになりますか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

申し訳ございません。ちょっと今手元に資料がないので後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田敏郎です。よろしくお願いいたします。

次に、経常収支比率は73.5%とのことですが、令和元年度が89.7%、2年度が91.7%と、こちらに比べて73.5%ということになっております。

その辺の要因をちょっと答えてください。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。経常比率が下がったというところでは、やはり投資的事業とかそういうような関係、様々な事業関係等があった中でのことということでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。非常にこの下がったということは非常に開成町がいいということの表れですので、そのように理解いたします。

次に実質公債費比率、これが3か年平均値で5.1%と、認可団体になる18とは本当に開きがあり、本当に開きがあり、開成町の、また将来負担比率も23.8と本当にいい数字であります。

令和2年度がまたその数字にちょっとお伺いしますが、令和2年度57.1%、そして、その前の元年度が59.9%、また、これよりも非常に下がっているということがありますけれども、その要因とまた分かればお答え願います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。将来負担比率という形で言うと、そこについてでいきますと将来への借金の割合関係になりますけれども、そういったものに関して、やはり基金であったり、いろいろな部分等が関係してきます。そういった部分で、結果的には下がってきているというところがございます。

また、経常負担比率についても、同様なところがございますけれども、それはこれまでの財政、支出の関係での取組の結果によって、一時的に下がっていることがありますけれども、今後、令和5年度からは、新庁舎建設に係る公債費の増というものも始まってきておりますので、そういったものについては今後はちょっと上昇してくる可能性があるかなという部分では、財政の健全化というものについては、注意しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

吉田です。ちょっと細かい数字に対してお答えいただきました。ありがとうございます。

確かに今、財務課長がおっしゃるように財務課長がおっしゃるように、これから償還が始まるということもあって、いずれそういったものが増えてくるということは認識しております。

次に、答弁の中の歳出面で、人件費、扶助費、公債費、これは毎年の支出義務が義務付けられている、いわゆる義務的経費ということでもありますけれども、この義務的経費について、どのように捉えて、また考えているのか、また、今現在、開成町はこの割合はどのくらいなのか、分かればお教え願いたい。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。議員おっしゃる義務的経費というところで申し上げますと、性質別において、人件費と呼ばれているもの、そして、扶助費というもの、そして公債費と、この3つでございます。

令和5年度のこちらの割合ということで言いますと、人件費については、全体予算の6.3%、そして扶助費については7.7%、そして公債費については、15.9%、これら合計しますと約30%という割合でございます。

そして、国全体の大体平均値というところでは、およそ50%と、50%弱と、そういったようなところから考えますと、そこまで達していないという形の中ではまだ十分、そういった義務的経費の割合的には、開成町は全国的に見て、やや低いほうであると思っております。

ただ、これが上がってくると、やはり財政のほうでいうと、硬直化と言われる部分がありますので、そういったものには注意しなきゃいけないと。

そして、人件費、扶助費、公債費等については、これからの見込みというところでは徐々に伸びていく可能性があるというふうに捉えておりますので、こういったことについても十分注視しながら、財政運営を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。答弁ありがとうございます。

その中で、今確かに人件費が6.3%、扶助費が7.7%、公債費が15.9%ということで、こちらの義務的経費、この割合でいけば、どうしてもこれは毎年使わなきゃいけない義務付けられているお金ですけれども、この割合から見れば、これからは新町長になって、町長がいろいろな政策を考えている。またいろいろなことに対しての経費が必要になってくる。そして、公共的施設が欲しければ、そういうのも、こういうことがあれば、予算的にもしっかりとそういうことに対応できるというような形で開成町の財政はしっかりしているということは図り知れます。

そういう中で、扶助費がやはり増えているということも理解してるとは思いますけれども、やはりこの扶助費の中でも、児童福祉費、それから、そういうことで、小児医療費の無償化等々によりまして、この中の扶助費の中に義務的経費は、この10年間ぐらいで5億円以上増えているということがあります。

また町債、地方債についても、これからいろいろ償還も増えてくるとは思いますけれども、こういった中で、当町の今の起債残高が令和3年度時点において、71億3,700万、そのうち臨財債が29億、30億近くあります。実質、地方債は、41億4,800万ほどですけれども、こういうことに対して、町長はそういうことの金額等々、細かいことになるかもしれませんが、今までのことに対して町長として、そういったことに対して、そういうことを存じ上げているかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

債務残高についてですけれども、一般会計では71億ぐらいで、特別会計を入れれば100ぐらいになるかと思はれますけれども、それは少ないにこしたことはないと思はれますが、あくまでも投資というふうに捉えれば、それをいかにして回収していくか。先ほど来、申し上げておりますけれども、人口増であったり、経済の活性化、もしくは地域内で、できるだけお金を回すような仕組みを一生懸命構築することによって、地産地消、事業者の皆さんや個人の皆さんの税金が増える。町の税収が増えるということも同時に図っていきたいと思はれます。

いずれにしましても、数値上は健全な水準は維持されておりますけれども、今後、私が扶助費と社会保障関連の費用というのは、高齢化の進展に伴って、減ることはまずないと思はれます。その上で一番懸念しておるのは、やはり公共施設の老朽化にあります。道路、橋は言うに及ばず、いわゆる箱物と呼ばれる公共施設の老朽化に対していかにして対応していくか、ということも重大な課題であると認識しております。統合、多機能化、複合化等も併せて今後検討していく中で、収入の増という分かりやすいものではありませんけれども、その支出の削減とか、より高効率的に税金を使っていくという発想にも十分留意しながらかじ取りを行っていきたくと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。今、町長のほうからそういう形でこれからの財政についていろいろ御答弁ありました。その中で午前中に同僚議員からも質問があつて、同じようなことの答弁があるかもしれませんが、町長の考える中で、どうしてもこれから駅前通り線の周辺土地区画整理事業、こちらがどうしても2年前に認可をいた

だき、これから進んでいくと思いますけれども、こちらに40億かかる。そして、その中でやはり基金がありますけれども、その中から30億程度はやはりしっかりと町債、そちらから用立てするようなことになると思います。

今、この駅前通り線周辺土地区画事業について、町長から、やはりそれに併せていろいろ同僚議員から質問ありましたけれども、複合施設の中で、どうしても町長の思い入れのある図書館複合施設の中で図書館という話が出ております。

こういった形で、今も老朽化等々、また教育、それから扶助費、いろいろなことに対してお金が必要になるときに対して、その駅前通り線のことの中に複合施設をどうしてもしたいなということを町長述べられました。それに対しての財政というものはどうのように考えているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、複合施設の構想でありますけれども、図書館を核といたしまして、世の中に需要がある施設、例えば、保育施設であったり、医療機関、飲食店、あとは音楽スタジオであったり、老人福祉施設で、需要がありということは、そこに人が集まり、駅近の利便性も利用することによって、そこに交流やにぎわいが生まれると。そこで商売がより一層成り立つような環境を整えば、不動産需要も高まり、地価も下がらない、もしくは上がるというような好循環を描いておる構想であります。

そしてその財源についてですけれども、もちろんある程度計画性を持って事前に積み立てられるものがあれば、積み立てていきたいと思います。

あとは民間の資金をいかに活用できるかに尽きると思います。これは事業スタイルは本当に様々あると思いますけれども、できる限り民間にリスクを負っていただけるようなスキームができれば、それもしそれが可能となるときは、開成町の、もしくは開成町の駅前にその投資する価値があるというふうにみなしていただけるときだと思しますので、それは開成町が商売をする場として魅力があって、採算性が取れる町であるということの裏返しの証にはなると思しますので、民間事業者との平たく言えば連携をより強固に、これからではありますけれども、模索しながら、町の持ち出しはできるだけ少なくできるようにというふうには考えております。

あともう一つだけ、これは限りなく個人的な発想でありますけれども、ただ企業版ふるさと納税にしましても、様々な共感を得られるような使い道というのをこれからメニューとして用意していきたいというふうには、先ほど来、申し上げておりますけれども例えばその1つが、図書館の建設に対する寄付というふうなものを組み込みまして、そこに企業さんの思いも反映させていただく。ちょっと空想の世界に近くなってしまうかもしれないんですけども、自習室がありますと。しかし、この部屋はA社さんの御寄付によって、成り立っておりますとかっていうことを利用者さんにもお伝えすることによって、その企業の社会貢献であるとか、地域に対する貢献のようなものも、分かりやすくお伝えできるかとも思いますし、要はあくまで

1つのアイデアではありますけども、企業さんからの寄付というのも、あまり当てにしていけないんですけども、協力だけは積極的にお願いしていきたいなと思っております。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。今、町長の思い入れを聞きました。その中でちょっと前後するかもしれませんが、町長は新町長になる前、またなってからも、お金を稼げる自治体ということをよく公言しております。それに対して、今のようなことがそういうことに答えになるかもしれませんが、その辺の稼げる自治体という、町長の思い、その考えを、もう少し詳細にわたって、ちょっと分かれば教えていただきたい。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

確かに稼ぐ自治体という表現は使わせていただきました。これは政治活動といえますか、より分かりやすく、こちらの気持ちをより伝わるようにするにはどのような表現がいいかという意味で、稼ぐ自治体という表現を使わせていただきましたけれども、要は経営感覚を持って、収入もしっかりと貪欲に追求していくと。

出るほう、歳出のほうは無駄をなくし、効率的、効果的に支出していくということを経営感覚、そして稼ぐ自治体という表現で活動させていただいております。

例えば、町有地があると、町有地を引き合いに出させていただければ、例えばそこが空き地であれば、税金も入ってきません。そして、何かいつかは使えるかもしれないんですけども、経営的見地から言えば、本来もしかしたら、何かしらの収入を生むかもしれないということの一つ一つ追求していくであるとか、あとはいろいろな様々な事業におきまして、細かい話になってしまうんですけども、例えば視察とかも取ってみても、視察したいという方がいらっしゃるということは、そこには価値があると思います。

ですからお互いさまでとか、まあまあという世界ではなくて、見たいという人には相応の価値を持って見ていただくというのも1つ経営感覚だと思う。金額的には、すごい小さいんですけども、考え方として、そういうふうな意味で、とにかく稼ぐ、稼ぐ努力をする、そういう感覚を持っていくべきだとは常々思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

すみません。先ほど議員からの御質問で財政力指数の過去の関係、単年度分教えてほしいということでございました。答弁が漏れておりまして、失礼いたしました。

令和元年度におきまして開成町での単年度の財政力指数については0.935、そして令和2年度については0.918、そして令和3年度については0.861という形でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。今また町長の方から、そういうまちづくりを目指す、鋭意努力して、財政力もしっかりとやってくよということの答弁をいただきました。

企業版ふるさと納税についても、やはり町長、本当にそういう気持ちがあるということとは認識しました。

また、この2か月の経験の中で、まだ確かに新町長として、その全てを把握することはできないことは分かっておりますけれども、あえてそういう形で、御存じかということで質問させていただきました。

その中でちょっと先ほども申しましたとおり、午前中の同僚議員の中で、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の中において、その複合施設の図書館について質問したときに、今はコメントができないという答弁がありました。

その中でも、このなったばかりでしょうけど、あと4年間あります。その4年間のうちに、町長としてのそこに対する思いの方向性を、今の中で、駅前をこういうふうにしていくんだ、こういうふうにしたいたいんだということを、ぜひ答弁をしていただきたい。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

私からお答えさせていただきます。図書館という話ですけども、基本的に駅前通り線の土地区画整理事業は、駅前通り線を中心、改めてですけども、駅前通り線を中心とする、およそ4ヘクタール弱の区域を区画整理すると。主に駅前通り線というのは、近隣商業地域という用途指定に現在なっております。そこの一部の区域を、町のほうで買収なり、売りたいという地権者の方が多数いられるので、そこで用地を確保していくと。

ほかにもかなり面積を持っておられる地権者の方もいて、集約した換地をしてほしいと。そういった中で、まず1つ町長の答弁の中で、皆さんと一緒に考えていきたいというのは、多くの土地を持っていて、それなりの土地利用したいんだけど、方法が分からないという地権者かかなりいるんです。

また、全体的にも、駅に近いですから、こういったまちづくりをして行ったらいいというのは、これは、基本的には地権者を中心にした住民の皆さんでいろいろ考えていって、こういったまちづくりにしていきたい。

その1つの結果は、先ほど来、出ている地区計画という制度があるんですけども、

その制度に結びつけていきたい。

戻って町が一定量所有するところに、いわゆる図書館というようなものを核とした、複合施設、にぎわい施設、そういったものを造っていききたいということですから、結論を申し上げますと、土地区画整理事業の事業進捗とその複合施設というのは非常にリンクしてくる話でありますので、今現在のその事業の進め方というのは、事業計画書に記載してございますけれども、ほぼほぼそのスケジュールどおり進んでいっておりますので、恐らく換地計画というのが予定されているのが、おおよそ2年後ぐらいに予定しておりますので、その辺からは、先ほど来、出ている、みんなでまちづくりを考えていこうよと。こういう何かしらの組織というか、勉強会みたいなもの、そういったものも稼働してくるのかなと。その結果によって、こういったものを、いつ頃までにというような話になってくると思いますので、そういう意味で、今現在は、いつというお約束というか、そういう話はちょっとできませんということでございます。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

今、副町長からいろいろ説明いただきました。私も少なからず、そのくらいは承知をしているつもりで、あえて新町長にそういう気持ちが強くなるので、1期4年のうちの中の自分の気持ちを強く言ってほしかったなという意味で、今、副町長からそういう形で話がありましたので、吉田議員もうちょっと勉強しろよという副町長の言葉だと思いますので、これから私もしっかりと勉強させてもらいますけれども、いずれにしろ、新町長、これから財政においても、開成町のまた町民の皆さんの福祉の向上にしっかりと邁進していただくために、あえてこういう形の質問させていただきました。これからもしっかりと注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問終了といたします。

○議長（山本研一）

これで吉田議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。

再開を14時45分とします。

午後2時30分

○議長（山本研一）

再開します。

午後2時45分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

7番、今西景子議員、どうぞ。

○7番（今西景子）

皆さんこんにちは、7番議員、今西景子です。通告に基づき、長期期間中の子ども居場所について、質問いたします。

子どもたちの夏休みが近づいてきていますが、毎年この時期になると、長期休暇中の子どもの過ごし方について、保護者から多くの悩みを聞きます。

保護者が就労している家庭では、子どもの長期休暇を理由に仕事を休むわけにもいかず、年齢によっては子ども同士、または、子どもだけで過ごす実態があります。

また、子どもが集まりやすい家や商業施設に子どもが集中し、そういったところから困惑の声が上がっています。

特に近年の夏は屋外が危険な暑さになることから、公園などが常時子どもの居場所としての機能を果たせなくなってきました。子どもの居場所は、親子で、子ども同士で、子ども1人でも気軽に行くことができ、安全で自分らしく過ごせる居場所であることが望ましいものです。

当事者である子どもから意見を聞いた上で、町としてしっかり考えていくべきです。

そこで、次の事項を問います。長期休暇中の毎日の子どもの居場所について、町の考えは。長期休暇中の子どもが居場所について、当事者である子どもたちから意見を聞く機会の設定は。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、今西議員の御質問にお答えいたします。

1つ目の御質問。長期休暇中の毎日の子どもの居場所について、町の考えは、についてお答えいたします。

夏季休業は、暑さなど気候的に悪条件である時期に、児童・生徒を正規の授業から解放するという目的があります。また、子どもたちが自主的に心身を鍛えたり、学校ではできない趣味や研究に没頭したり、自然に触れたり、地域の行事などに参加したりする機会になっております。

町では、夏季休業を活用し、学校では味わえない体験を通して、自分自身の成長を実感できることを目的とし、ジュニアサマースクールや図書室の体験事業、開成南小学校プールの一般開放などを実施しております。また、夏季休業中は屋内施設では、図書室の閲覧席や、町民活動サポートセンターの学習スペースを、屋外施設では、開成幼稚園の園庭や小学校の校庭を開放しております。

その他、今年度は町議会議員の皆様御理解を得て、議場を自習等のために開放いただく予定となっております。

子どもの養育の基本は家庭にあり、家庭は子どもに社会で生きていく力を身につけさせるための重要な役割を担っていると考えております。具体的に、社会で生きていく力としては、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する思いやり、社会の一

員としての倫理感や規範意識、そして自立心や自制心などが挙げられると思います。

安全で自分らしく過ごせる居場所は、年齢に応じ、保護者が判断し、自分で判断できる年齢においては、本人の意思で決め、行動する、もしくは保護者の了解のもと、その目的により選択するものと考えております。

長期休業中においても、家族で話し合うなどして利用できる施設や、事業を活用して、有意義に過ごしていただきたいと思います。

ただ、共働きの世帯や身近なところで子育てのサポートが受けにくい、受けられない世帯が増えているのも承知しております。これらの世帯をはじめ、子どもを預かってほしいというニーズや町が現在提供しているサービスや機能に加えて、さらに介入し、居場所を提供することの是非などについて今後調査研究してまいりたいと思います。

次に2つ目の御質問、長期休暇中の子どもの居場所について、当事者である子どもたちから意見を聞く機会の設定は、についてお答えいたします。

これまでも子どもの意見やニーズを把握する必要がある場合は、町としてアンケートなどを活用し、子どもの声を聞いてきました。御質問の長期休暇中に限定した子どもの居場所については、現在のところ、子どもたちからの意見を聞く機会を設けることは考えておりません。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法に子どもの意見を表明する機会の確保と子ども政策に対し、子どもたちの意見を反映することが明記されたこともあり、今後の町の政策や方向性を考えていく上で必要と考える場合は、ヒアリング対象にあった質問内容や、方法を検討していく上で、子どもたちの意見を聞いていくことを考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

御答弁がございましたので、再質問させていただきます。

まず私の質問は、お子様に関する質問ですので、お子様にも伝わるよう努めさせていただきます。

さて、長期休暇中の子どもの居場所についてですが、夏季休業は子どもたちが自主的に心身を鍛えたり、学校ではできない趣味や研究、自然に触れたり、地域の行事などに参加したりする機会となっているという御答弁がありました。私も子どもが主体的になる絶好の機会だと思います。ただ、その前提は、子どもたちの安全で安心な居場所が確保され、共働きで家にいない保護者が心配することなく仕事に従事できる環境があることだと思います。

町長の御答弁の中で、開成南小学校のプールの一般開放というお話がありました。コロナ禍で途絶えていたプールの開放は、大変うれしく思います。私も子ども時代、プールで時間を忘れて泳いだことが、大人になった今でも鮮明に、夏休みのよい思

い出として蘇ってきます。まさに理想的な子どもの居場所です。

そこで質問させていただきます。開成南小学校のプールの開放について、この夏の具体的な利用方法などについて分かりましたら、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの今西議員の御質問にお答えさせていただきます。

プールの開放の具体的なという内容だったと思いますが、今年度は4年ぶりに開成南小学校のプールを一般開放いたします。今後7月のおしらせ版とホームページで周知する予定となっております。

大まかな利用条件につきましては、年齢を問わず利用はできますが、おむつが取れていない子どもは利用できません。また、小学3年生以下は保護者同伴で利用していただきます。開放期間につきましては、7月21日から8月20日まで、13時から16時までの利用となっております。

以上となります。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

ありがとうございます。さて、夏休み中の屋外施設の利用として、図書館や町民活動サポートセンターの学習スペース、議場ということ御答弁がありました。

ただ、町民センターは、子どもにとって入りづらいという意見を多く聞きます。理由は、子どもが入っていいのかわからないとのことでした。視覚的な感覚から大人の居場所だと判断しているようです。子どもたちから意見を聞いて初めて気付かされました。

そこで質問させていただきます。町民センターに限らず、町の施設が子どもウェルカムであることが伝わり、目で見ても、入りたくなるような視覚に訴えかける工夫をすることにより、町の様々な施設について子どものより多くの利用につながるとは思います。いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

とても興味深い発想だと思います。あとは現実的に、どの施設がその対象になり得るか等を考えてみる必要はあろうかと思えます。

具体的にマークが貼ってあれば入っていいということになりますけれども、逆に貼っていないと、入ってはいけないのではないかと、いったその区別をつけるのも、また容易ではないのかもしれない。また、例えば入っていい、いけないではなく、子どもたち大歓迎ですよとウェルカムという言葉御利用になりましたけれども、あと、

ここは子どもたちの居場所ですよとか、子どもたちフレンドリーですよとか、あと民間施設の発想になってしまうかもしれないんですけども、お子様連れオーケーですよとか、そういった情報を文字ではなくて、マークで発信するというがいったアイデアも面白いのかなというふうに思います。

あとはこういったアイデアは、役場職員や私が頭をひねって考えるべきものなのかもしれませんが、ぜひ町民の皆さんからお知恵をお借りしながら、結果的には、より良いものが、より早くできることもあり得ると思います。その辺りも含めまして今後考えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

ありがとうございます。子どもというのは、目で見て雰囲気を感じるという特性がございますので、今後もよろしくお願いいたします。

本日再三お話に出てきた図書館をはじめ、公共施設の新設等や公共施設の開設の際、こういった子どもへの配慮がなされることを願っております。

さて、屋外の場所について、園庭や校庭という御答弁でしたが、公園で遊ぶ子どもも多く見かけます。夏休みに開放して、すみません。公園は年中子どもの居場所であり、遊び場だと考えております。公園について町の考えも、子どもの居場所、遊び場という考えでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づく推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。公園につきましては、子どもだけではなく、町民全ての方が利用できる場所として捉えております。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

ありがとうございます。町民全てが使える場所ということですので、当然子どもの使う場所となっていると思います。

さてその公園なんですけど、近年の夏の暑さは危険な暑さとなっています。公園を子どもの居場所となっていますので、暑さ対策、熱中症対策を考える必要があると思います。実際、子どもたちから公園の水道などで体を冷やしながら公園を居場所として、夏休みの間も利用し続けると聞いています。

そこで質問させていただきます。水辺スポーツ公園には夏場、ミストがあり、暑さしのぎに大変好評です。子どもが多く集まる公園にミストを設置し、そこを居場所とする子どもたちを暑さから守り、熱中症の対策につなげられたらと思いますが、

町の考えをお聞かせください。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

では、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。開成町には、御存知のとおり、大小施設も様々な公園が設置されております。緑地や水系などが日々の生活の中で癒しを与えていることができる空間の1つであると考えております。

人と水と緑が調和した公園は、今でもしっかりと構築していただいているものと考えております。

一般にミストは、水を噴出しているものです。この特性は、水が蒸発するときに周囲から熱を奪い、その環境の熱を下げるができるものとして認識しております。

したがって、昨今の夏の対策や、見た目の涼しさが感じられるというところから、都内などでは、ミストが活用されている場所が、東京オリンピックを契機に、増えてきていると思っております。

さわやかな空間を生み出すこともできるため、適切な場所、適切な時期に、ミストを導入することは効果的であると考えておりますが、現状の公園において導入管理、そして運用面を考えると現時点での公園にミストを設置する考えはございません。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

御事情よく分かりました。私もほかに策があるか考えてみます。

さて、今度は、より子育てをしている保護者さん目線で質問をさせていただきたいと思います。

町長の御答弁の中で、共働き世帯や親族等の子育てサポートが受けられない世帯は、増加傾向にあり、現在の町の行政サービスや機能に加え、居場所を提案する是非などを今後調査研究していきたいという御答弁がありました。

共働きの保護者からよく耳にするのは、夏休みのような長期休暇中、小学生がお友だちと安心して過ごせる居場所が少ない。または、まだ子どもだけでは心配なので、学童に入りたいという要望です。

そこでお聞きします。現状、夏休みのような長期休暇中だけ学童に入ることができないか。また、通常は小学校4年生までですが5～6年は入ることはできないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えいたします。長期休暇中のみの学童利用ということでございますけれども、現在においては、夏季長期休暇中のみの利用というのは受け付けてございません。

理由といたしましては、現在学童の定員に対する利用の数がいっぱいであることも1つでございますけれども、基本的には児童福祉施設ということで、共働き世帯、あるいは親御さんが障がいや病気等で昼間お子さんを見ることができない方ということの状況におきまして、ある一定の条件がついております。

また、夏季休暇中が一番長いお休みになりますけれども、4月から4月中盤まで子どもたちには子どもたちなりに毎日3時間ほど毎日通いながら子どもたちの中で人間関係とその学童になれ親しんで、放課後の児童支援員さんたちとの関係もつくりながら生活の場としてやっているというところもありまして、長期休暇、実際には7時半から18時という、昼をまたいでの大変長い時間になります。その時間にお子さんを急に夏休みだけお預かりするということにつきましては、安全に長時間お預かりするというところの部分においても一つの課題がございます。事前に長期休暇中のみ預けたいという親御さんいらした場合には、相談を受けた場合には、今はその受付ができていない状況なので、どういたしましょうかという、最初から4月から入る等の選択をいろいろ説明させていただいて、保護者の方に選択していただいている状況でございます。

もう一つの高学年、5年生、6年生の学童保育の受入れというところでございますけれども、こちらにつきましても開成町非常にうれしいことに、お子さんの数が当初計画していた以上に、たくさんの児童・生徒さんがいらっしゃいます。

昨年の7月に、新たに南小学校区に40人プラスで開成小学校120名定員、南小学校120名定員ということで合計240名の定員で、学童今行っておりますけれども、4年生までの受入れで今、定員いっぱいになってございまして、高学年については現在受け入れてはおりませんけれども、今後、次期子ども・子育て支援事業計画、令和6年からの計画となります。その計画に向けて現状把握、分析等を行いまして、また親御さんのニーズ、子どもたちの声も聞きながら次の計画に入れ込んでいきたいと考えている状況でございます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

一部補足をさせていただければと思います。私が先ほど共働きの世帯や、身近で、子育てのサポートが受けにくいと、受けられない世帯の方が増えている。それらの方々に居場所を提供することの是非について、今後調査研究というふうには申し上げましたけれども、今、既に提供しているサービスや機能に加えてさらにそのような居場所を町として提供することが、もちろんそれらの方々の助けにはなるんですけれども、いってみれば、過剰になってしまうことも1つの可能性としてしっかり

と調査研究しなければいけないんじゃないかなという思いであります。

要は子どもたちが、子どもたち同士で育む世界であるとか、もちろんこの場合は、家には保護者の方がいないというシチュエーションが想定されているのかもしれないんですけども、全て町が居場所というものを、これらに加えて提供することがトータルで見て、もしくは個別の事例で本当にいいことなのかどうかというのを、1回立ち止まって考えてみたいという趣旨での答弁でした。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

私の知っている限りでは、子ども同士で主体的に夏休みに、活動できているかといえば、今現状は兄弟で、または子どもだけで家で過ごすということが多く見受けられます。

過剰になってしまうというお話も、御答弁ございましたが、まだまだ足りないというのが私個人の意見でございますので、今後も調査して下さる。もう一度立ち止まって考えてくださるということでしたので、引き続きよろしく願いいたします。

さて、このまま続けさせていただきまして、最後に子どもの意見を聞く機会について質問したいと思います。

長期休暇中の子どもの居場所について、当事者である子どもたちから意見を聞く機会の設定は、について、長期休暇中に限定した子どもの居場所について、現在のところ子どもたちから意見を聞くことは考えていないという御答弁でしたので、長期休暇に限定せず、数年に至る子どもの居場所については、子どもの意見を聞くという解釈でよろしいのか伺います。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの今西議員の御質問にお答えいたします。

長期休暇中、あるいは通年というところで、そういう限定したものではなく、先ほど町長からの答弁にもございましたとおり、子どもたちの居場所というものについて、やはり政策的に今後どういう形が子どもたちにとって、町として用意すべきものが必要なのか、また、本当に必要であれば、しっかりと第3の居場所を現在いろいろ議論されて、国が研究しているところでもございますので、それに沿った形でぜひについても検討した中で、町として計画の中にしっかり入れ込んでいく必要があると思いますけれども、通年とか、長期休暇中とか、そういうところではなく、町の方針としてというところにおいて、御意見についてはこれから保護者、あるいは内容によってはお子さんたちの意向、子どもたちがどのように考えているのかというのは、いろんな方法を工夫しながら考えていきたいと考えております。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

先ほどの同僚議員の質問の中で、町長から図書館は、家でも職場でもなく、第3の居場所、サードスペースというお話がありました。

子どもにも、家庭と学校以外のサードスペース、居場所が必要だと考えております。過剰にならないように、子どもたちの成長、自立を妨げない程度に、大人としてしっかりと手助けをしていくべきだと考えております。

ですので最後に質問ではないのですが、私からは、こども基本法で子どもの意見を反映することが明記されたこともあり、子どもが多い開成町で、子どもたちが自分たちの意見を思う存分発信し、町に反映されるような、そんな子どもたちのさらなる幸せを願い、私の質問はこれで終わらせていただこうと思います。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで今西議員の一般質問を終了といたします。

続いて、4番、井上慎司議員どうぞ。

○4番（井上慎司）

4番議員、井上慎司です。通告に従いまして質問させていただきます。

子どもの権利擁護の取組について問う。

令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、こども基本法も施行されたことに伴い、本町においても、子どもの権利条例の制定を進めるべきと考えます。

子どもの権利を包括的に保障する枠組みづくりとともに、子どもに優しいまちづくりを推進することは、我々大人が子どもと誠実に向き合うことにつながります。

また、子どもの権利条例を制定することは、行政の姿勢を明確に示すとともに、本町に暮らし、育つ子どもたちの最善の利益を保障し、子どもたちの健やかなる成長を後押しすることができ、大人も改めて子どもの権利を学んでいく機会となることと思います。

以上のことから、2つの項目を伺います。令和3年12月定例会議において、子どもの権利擁護の取組についての一般質問を行いました。子どもの権利条例について、その後の検討状況は。

子どもの権利が守られているかを行政から独立した立場でモニターし、調査や勧告をする権限を持つ機関、「子どもコミッショナー」の設置についての考えは。

以上よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

井上議員の御質問に対する答弁に入る前に、まずこどもに関する国全体の動きについて御説明させていただきます。

国は、これまでもこどもに関する政策について、地方公共団体等々、各種施策の

充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

また、国全体では、児童虐待相談や、不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は一層深刻となっており、コロナ禍により拍車がかかったとも言われております。

このような状況を踏まえ、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を国の真ん中に据えて、強力に進めていくため、政府においては、こども政策の司令塔としてこども家庭庁を設置しました。

また、従来、法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた。子どもに関する様々な取組を講ずる際の共通基盤になるものとして、こども基本法が令和4年6月15日に可決され、令和5年4月1日から施行されました。

こども基本法は、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法であります。

以上が国としての動きとなります。

それでは1つ目の御質問、令和3年12月定例会議において、子どもの権利擁護の取組についての一般質問を行ったが、子どもの権利条例についてその後の検討状況は、についてお答えいたします。

町としては、国におけるこども基本法の制定に向けた状況について、その動向を注視してまいりました。

令和5年4月1日から施行されたこども基本法は、憲法及び国連子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、子どもの権利条約の4原則である差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存、発達に対する権利、子どもの意見の尊重を基本理念に掲げています。

このこども基本法において、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法であること。また、同法第5条において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、区域内における子どもの状況に応じた政策を策定し、実施する責務を有することが明記されております。

以上のことから、町はこども基本法に沿って、子どもに関する様々な政策を策定し、実施していくことといたします。

より重要なことは、開成町において、子どもの権利条約やこども基本法が掲げる原則や基本理念に沿った政策が実際に講じられているかどうかであり、町としてその責務をしっかりと果たしてまいります。

町独自の子どもの権利条例については、その必要性に関して、引き続き調査研究してまいります。

次に、2つ目の御質問、子どもの権利が守られているか。行政から独立した立場

でモニターし、調査や勧告する権限を持つ機関、子どもコミッショナーの設置についての考えは、についてお答えいたします。

町といたしましては、子どもコミッショナー、子どもオンブズマンなど、子どもの人権機関とも呼ばれる機関を設置する予定は、現段階ではございません。

その理由としては、こども基本法の附則第2条に、今後5年を目途として、施策の実施の実態を把握し、公正かつ適正に評価する仕組みの整備をしていくことを検討する。とされており、子どもコミッショナーをはじめ、人権機関については、国レベルでの検討が行われることとなっているためです。

今後、国における検討状況をにらみながら、改めて検討をさせていただくことといたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

一定の御答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず1項目めの子どもの権利条例について、その後の検討状況は、について再質問させていただきますが、その前に1点確認をさせていただきます。

令和3年12月定例会議での私の行った子どもの権利擁護に関する一般質問では、人権や権利擁護という観点から、福祉介護課参事から御答弁をいただきました。

こども家庭庁が発足し、こども基本法が施行された現在においては、子どもの権利擁護の取組を中心となって所管するのは、子育て健康課であるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは私のほうから御答弁していきたいと思えます。

議員おっしゃられたとおり、その後、こども家庭庁の設置ですとか、こども基本法というのが成立していますので、今現在の体制でいけば、子ども健康課が主体的に進めて、特に基本法の第2条では、子どもに関する政策とプラス一体的に講ずべき政策というような記載がございます。これは組織的に言えば教育に関することですとか、雇用に関することですとか、そういったことも恐らく出てくるのかなと思えますので、そういったときには横断的に協力し合いながら対処していくと、そういう考えでございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

では、以前福祉介護課参事からいただいた御答弁を基にこれからの再質問させていただきます。

以前の私の一般質問への御答弁の中で、開成町では、福祉、子育て、健康、生涯の各計画に子どもに関する取組を記載し、各事業を行っているとのことでしたが、その一方で、各計画において、子どもに関する個別の記載はあるものの、子どもの権利擁護全般の包括的な枠組みは、本町には存在していないとのことでした。

また、全国的に先進的な取組をしている自治体があることから、開成町としても今後調査研究を進めていきたいと考えているとの答弁もいただいております。

それからおよそ1年半の期間の中で調査研究を踏まえ、検討した結果として、町独自の子どもの権利条例の必要性は現時点ではないとの判断をされているようですが、現在までの調査研究、検討の具体的な経過などをお示してください。

○議長（山本研一）

答弁の前にすみません。先ほどの副町長の、どうぞ、副町長。

○副町長（石井 護）

大変失礼いたしました。先ほど子ども健康課と言ったそうでした、子育て健康課の間違いです。すみません。訂正させておわびさせていただきます。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの井上議員の御質問にお答えいたします。前回、令和3年12月に、町のほうでこの件について答弁させていただいた後、あの時点でも開成町のいろいろな計画の中には子どもの視点というものを入れながら計画を策定しているものの、子どもの権利というものについてきちんと明記してあるものは1つもなかったというところを答弁させていただきました。

再度関係課の中でそれぞれの計画を見直す中で、それぞれの計画の中の記載の内容等を確認して、やはり子どものくくりでの権利条例等を記載しているものはないというところの確認をした中で、既に国が、こども政策の推進に係る有識者会議、あるいは専門会議というところで、こども家庭庁設置をイメージしながら、またこのこども基本法というものをしっかりと子どもの権利というものをどういうふうに位置づけるかということに対して、動き出していたということもございましたので、町としては、今の段階で町単独でそのような子どもの権利に関する条例を策定するというよりは、国の動向をしっかりと見据えた中で、国の方針に合わせてしっかりと町の中でどういうふうにしていくかというものを考えていくほうが、今の時点ではいいのではないかとということで国の動向を注視していたというところでございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

国の動向を注視していた中とはいえ、町独自での調査研究があまり進められていなかったというのは、この1年半という期間を見るとちょっと残念だったかなと感

じております。

続きましても以前の私の一般質問の中での答弁なのですが、町の様々な計画の中で、子どもに関する記載内容が子どもの権利条約の内容と合致しているかどうかを検証するとともに答弁されております。

また、開成町が子どもに対して行っている政策の実態がどうであるか。具体的な政策を実行したときの内容ですね。こういったものがどうであるのか、その辺を丁寧に検証するとともに答弁されておりましたが、こちらの部分での検証は何かされたのでしょうか、お示してください。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの井上議員の御質問にお答えいたします。各計画につきましては総合的に横断的に協議という形は実施してございません。ただし、それぞれが抱える健康増進計画、あるいは子ども・子育て支援事業計画、いろいろな子どもという視点での計画がございます。その中でしっかりと各課で見えていきながらというところで具体的な検討、集まって、検討委員会等の実施は行っていませんでした。

ただし、それぞれの現在、子どもについて、子ども・子育て支援法の中に位置づけられている、子ども・子育て支援事業計画市町村版というところが法定義務で計画を策定しております。この中には子育て支援という視点ではございますけれども、保育所、学童絡む子育てに関するセクションが抱えるもの、あるいは町をつくっていく中のまちづくり、あるいは教育、生涯学習等、いろいろな立場での計画の中で子どもというものの子どもの視点、あるいはその成長段階に応じてどのような政策をしていったらいいのかというところについては、検討をして、計画の中にしっかりと入れ込んでいる中では、毎年、各関係課での計画の評価等をこちらの課が窓口になりまして、実際どのような計画を立て、それに対してどういう実施ができたのか、それに対して各課ごとの評価をいたした中で、総合的に町の中でそれを評価して、全員、議員さん、課長会議、そして全協の中でいろいろ報告させていただいた中で、最終的にはパブリックコメントという形で町民へ公表している形を毎年とっております。その中で、人権まではいかないんですけれども、子どもの計画子どもに関する政策については、できる限り評価しながら進めてまいりました。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

大変細かく説明をしていただきまして、都度様々な場面で検証を進めているという事で確認させていただきました。

日本が批准し、こども基本法の元にもなっている子どもの権利条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの柱があります。

第五次開成町総合計画の中には、子育て環境の充実や教育活動の充実などは記されておりますが、子どもの権利条約の4つの柱に関する明確な記述はありません。

第2期開成町子ども・子育て支援事業計画においては、大人や保護者の目線での様々な記述はありますが、4つの柱に関する明確な記述はありません。開成町福祉コミュニティプランの中にも、4つの柱に関する明確な記述はありません。

そのほか、様々な計画の中に子どもに関する記載は多くありますが、子どもの権利条約に記されている4つの柱に関わる明確な記述は見当たりません。唯一、あじさいのまち開成自治基本条例の第8条には、町は子どもが健やかに育つ環境をつくる責務があります。と記載され、第8条の2項には、子どもはその年齢に応じて地域活動に参加し、自らの意思を表明することができます。とありますが、これでも子どもの権利条約の4つの柱を網羅できるだけの条文ではありません。

こういったことから、子どもの権利擁護の包括的な枠組みとして、子どもの権利条例の制定についての今後の調査研究は、加速度を持って前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、計画において、子どもの4つの権利、もしくは先ほど申し上げました4つの一般原則というものが反映されていないということについては課題であるというふうに認識します。

あとは総合計画であったり、今後の計画において、これらの考え方、理念を織り込んでいき、かつそれが実践されるということが最も大事でありますので、形からではないんですけれども、国のこども基本法にのっとって運営していく上で、個別の独自の子ども権利条約は、現時点では制定する予定はないものの既に存在する、もしくは今後、政策もしくは策定もしくは改訂する。そういった計画等においては、しっかりとこの辺りを反映させていかなければいけないという認識であります。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

まだまだ課題を持っている中ではありますが、今の時点ではまだ子どもの権利条例開成町独自では制定する考えはないということで、町長の御答弁いただきましたが、ぜひここはあの課題がたくさんあるというところには十分問題意識を持って今後も注視していただきたいと思いますと思っております。

では2問目の子どもコミッショナーの設置についての考えは、について再質問させていただきます。

子どもコミッショナーとは、子どもの権利を保障するため、行政から独立した形で調査や提言などを行う第三者の機関ですが、国会でも子どもコミッショナーにつ

いては議論されたものの、こども基本法にはその設置は盛り込まれませんでした。

御答弁の中で、国レベルでの検討が行われているため、現段階で子どもコミッショナーを設置する予定はないとのことでしたが、確かに国レベルの組織があれば、法律などの改正提言で、全ての子どもの権利状態が改善されることにつながります。地域による格差もなくなることかと思えます。まずは国レベルからという考えも分かるのですが、逆に国が動かないからこそ、地方自治体だからこそ、子ども一人一人に寄り添い、きめ細やかな対応ができるのではないのでしょうか、私はそう考えます。

現段階で、子どもコミッショナーを設置する予定はないとの御答弁でしたが、国の動きが出るまで独自に調査研究を進める予定もないのでしょうか、伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

例えばこの児童の権利に関する条約、国連が1989年に定めた後、日本は5年後の1994年に批准して、それから月日が流れ、今年、こども基本法が制定されたという、その間に、基礎自治体、いろいろな市町村が独自のこども基本条例を定めたという経緯を踏まえると、今、この段階で国のアクションを待つことなく、すみません。子どもコミッショナーについて調査研究する必要ないかという御懸念を抱かれるのは十分理解するところであります。

ただ、今回の場合は、こども家庭庁が創設されて、こども基本法が施行されたタイミングで、明確に国は施行後5年を目途として、基本理念にのっとった子ども政策の一層の推進のための必要な方策を検討するとされておりますので、これは推測の一部になってしまうんですけども、子どもコミッショナーを含める人権機関というものの設置も十分に視野に入れているのではないかなというふうに思います。よって、もちろん町が先ということもあるかもしれないんですけども、国の具体的な政策を少し待ちながら、状況を見極めながら、町としても動いていくという順序で、現状においては御理解いただければなと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

町長答弁の後で大変恐縮なんですけど、今、議員が言われた、国が動かないというか、状況があつて、だから市町村は何もしないのかと、こういうのは全くごもつともだと思えます。市町村は市町村なりにやはり考えるべきことがあると思うので、今、町長が答弁したのは、失礼、条約の批准というのは国の仕事というか、部分で、それが元になってこども基本法という法律が施行された。ということであれば、市町村、都道府県も含めて、基本的にその法律に基づいて実務を考えていく。その法律の中で、今後5年を目途にいる様々な政策をしていくよということであるとす

ると、これまでの子ども政策に限らず、大体行政の仕組み的に言うと、国がいろいろ政策を考えていって、しかも基本法の中に市町村等の責務という記述もありますから、当然何らかの要請というか、そういった形で、県ですとか、市町村においてくるというのが、大体常でございまして、そのコミッショナー等も含めた中で、国のほうから何らかの要請があるのかなと。

そういう状況になったときに、議員がおっしゃられたとおり、ただそれだけやっていたらいいでしょうだけではなくて、それはいろいろ研究した中で、開成町独自の政策ですとか、それはそこで考えてまた議会等に御提案しながら進めていきたいという、こういうふうを考えています。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

国が動き出した場合の子どもコミッショナーが設置されたときは、かなり広域なものとなるかと思えます。広域なものとなったときに、開成町がそこをしっかりとながっていけるように、今からしっかりと状況を注視して、情報収集に努めていただきたいと思えます。

1項目めの質問の中で、加速度を持って前向きに検討を進めてほしいとお願いをいたしました。調査研究も引き続きしていくということだったんですが、現時点では設置はしない。条例もまだ考えてはいないということでしたが、どんなに遅くとも、次期総合計画の策定の中で、子どもの権利条例の制定と子どもコミッショナー制度についてもう少し進んだ議論というものをさせていただきたく強く要望しますが、そして当然ながらこの議論の中には、多くの子どもが直接参加して、直接意見を述べる場も設けていただきたい。これは子どもコミッショナーとは関係なしに、総合計画策定の場での話です。

その意見をしっかりと取り入れていくところから、子どもが意見を述べられる権利を持っているというのを、権利者、主権者教育としても取り組んでいただきたいと思えますが、その辺り町長、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

おっしゃること十分理解しております。承知いたしております。

実際、近く小学校6年生と意見交換する場もありますし、今後総合計画の策定に当たって、形は少人数のワークショップになるのか、大規模な会議になるのか分からないですけども、中学生、高校生の声も拾うべく、そのような機会も設けていく予定であります。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

国連の子どもの権利条約を日本が批准してから29年、しかし、残念なことに、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめ、体罰などの重大な子どもの権利侵害が数多く報告されています。

令和4年度子どもの自殺者数514名、過去最大の数字が出ております。

また、性の多様性や発達凹凸、経済的に困窮している家庭やひとり親家庭、あるいは外国にルーツがあるなど、様々な個性や環境、境遇の子どもたちがいます。

また日本の10代の死因の上位は、先ほど申したとおり、自死であります。この問題を正面から解決していくためにも、本町が子ども一人一人の権利を尊重し、子ども一人一人としっかりと寄り添う町であることを明確にすることは、大人の果たすべき役割も明確になります。よりよいまちづくりができると思っております。

こういった現状と子どもの権利条例の必要性について最後、町長の思いがあればお聞かせください。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

開成町独自の子ども基本条例に関しましては、申し上げたとおり、当面は国の基本法にのっとった形で運営することによって、独自の条例は現段階では作る予定はないと。

ただ、実際に子ども基本条例が策定されている事例の中で、特に分野を特定して、力を入れていきたいという意思表示や、これはまさに今後の調査研究によると思うんですけども、開成町ならではというか、開成町で特に課題であるとか、もしくは積極的にこの部分は取り組んでいきたいという部分が明確になれば、独自で策定する意義というのはあると思います。

逆に、特段、そうってはあれなんですけども、作ることを目的化して、どこにでもあるようなものを作ると、国との整合性とかそごという逆の混乱を来すおそれもありますので、そこら辺もいろいろと表現としては繰り返しになっちゃうんですけども、調査研究しながら、今後の必要性とか、というのも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

子どもの権利を包括的に明記し、その権利を最大限に擁護する子どもの権利条約を制定し、その理念に基づいた政策展開を進めることこそが、今の社会に必要なものだとは考えています。

そして子どもの権利がしっかりと守られているかどうかをチェックする子どもコミッショナー制度。この両方をしっかりと前へ進めていくことがこれからの子ども

の明るい未来を保証するものだとも思っております。

調査研究のその一步先へ進んでいただけたらと強く願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで井上議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を16時ちょうどとします。

午後3時45分

○議長（山本研一）

再開します。

午後4時00分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

9番、佐々木昇議員、どうぞ。

○9番（佐々木 昇）

皆様こんにちは。9番議員、佐々木昇でございます。

今日は、1つの通告に従いまして、1つの項目について質問させていただきます。

「将来を見据えたみちづくり」への考えは。

みちづくりはまちづくりという言葉があるように、道路整備はまちづくりにとって、大きな意味を持つと考えております。

本町は、町全域が都市計画区域の指定を受けており、これまでも道路整備をはじめ、計画的にまちづくりを行ってきました。

本町の都市計画道路として決定しているのが5路線であり、東西道路3路線は、現在取組が進められている駅前通り線と、ほぼ整備済みとなる2路線であり、残り2路線は南北道路となります。

そのうちの1つである、山北開成小田原線は、現在計画の約半分が整備済みで、開成中央通りとも呼ばれております。

主な未整備区間は、県道712号、松田停車場から北へ延びる区間であり、この町の背骨とも言える、山北開成小田原線は、早期整備が必要と考えております。

また、時代の流れとともに、道路空間の利用、利活用に対するニーズも変化してきており、今後のまちづくりを見据える上で、地域のニーズに応じ、また、多様なニーズに応える道路空間の実現に向けた道路整備も必要と考え、今後の良好な道造りについて以下の点の町の見解を伺います。

1、山北開成小田原線の整備への見解は。

2、山北開成小田原線の整備に向けた取組は。

3、人にやさしいみちづくりへの取組は。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

佐々木議員の1つ目の御質問。山北開成小田原線の整備への見解は、についてお答えいたします。

山北開成小田原線は、町の南北の骨格を形成する都市計画道路であります。

この都市計画道路は、広域的な幹線道路に位置づけられ、開成駅の周辺道路や足柄紫水大橋と一体化した道路ネットワークを構築することで、酒匂川を中心とした東西の軸、開成町の南北の軸を形成し、地域間交流の強化が図れる道路です。

まず開成小学校北側交差点から北側区間を、県道の延伸として、県に整備を要望していきたいと考えております。

次に、2つ目の御質問、山北開成小田原線の整備に向けた取組は、についてお答えいたします。

開成町の北部地域の振興を図るため、また、北部地域にお住まいの方々、地元自治会からの要望にお応えするため、目下のところ、神奈川県には開成町の南北軸を現在形成している県道720号、怒田開成小田原線の歩道整備を優先して実施していただくよう要望しております。

この歩道整備の進捗状況を見据えながら、県に対して、山北開成小田原線の北部地域への整備促進の要望に取り組んでいきます。

次に3つ目の御質問、人に優しいみちづくりへの取組は、についてお答えいたします。

開成町都市計画マスタープランにおいて掲げているとおり、町では、人に優しいみちづくりを推進しております。

子ども、高齢者、障がい者やベビーカーなどが安心して通行できるよう、国土交通省が定める道路構造令や歩道の一般的構造に関する基準、開成町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例等に基づきながら、歩道の段差解消、バリアフリーの手法も取り入れて、道路の整備に取り組んでおります。

また、既存の道路におきましては、安全で円滑な交通を確保するため、月に2回の定期的な道路パトロールを実施し、破損箇所の早期補修など、町道の適切な維持管理、長寿命化に今後も努めてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。町長から一定の答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

まず3項目、山北開成小田原線の整備への見解は、山北開成小田原線の整備に向けた取組は、こちら同じ内容となりますので、一緒に再質問させていただきたいというふうに思います。

まずこの計画道路、答弁にもございました。町の南北の骨格を形成する道路でご

ございます。私この計画道路、良好な市街地環境の整備、これをするとともに、町民の方々の利便性や町の発展、こちらにもつながる重要な道路だと認識しております。

町も広域的な幹線道路としての位置づけ、これがあり、開成町の南北軸を形成し、地域間交流の強化が求められるという御答弁でしたけれども、この辺をもう少し具体的に、内容こちらちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先日閉会いたしました、多くの方が御来援いただきました、あじさいまつりや、先日、ニュースで取り上げられました。外国人ツアーの受入れ等を行っております、瀬戸屋敷、こちらの交流人口を町内外に広げて増加を図ることが、この道路の目的でございます、やはりその拠点のエリアと開成駅、そして東名高速道路の大井松田インターをつなぐ重要な路線であると認識しております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。この計画道路、今後のまちづくりにとっても非常に大きな意味を持つ道路だというようなことで町も考えているということで確認いたしました。

そういった中で、同じ県道でございます、県道720号、怒田開成小田原線のこの歩道を整備、こちらを優先して要望しているということですが、ちょっと答弁難しいかもしれませんが、答えられる範囲で結構ですけれども、この歩道整備、今後の見通しというか、ちょっとその辺について御答弁いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現在、神奈川県のご事業といたしまして、金井島の緑陰広場から北側へ170メートルの歩道築造に着手していただいております、今年度中に完成をする予定となっております。当然ながら完成をいたしますと、その後の残りの区間、延沢地区に取りかかっていたいただきたいと要望をしていきたいと考えてございます。

当然ながらその事業を遂行するためには、神奈川県にお願いするだけではなく、開成町といたしましても、残りの区間への町民への説明や、合意形成を神奈川県とともに実施して、早く事業化をしていただいで、スムーズな交通ができるような形態を取っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。これまでも答弁ございました。町民、地権者さん、こちらの合意形成、これ1つ大きな鍵になってくるというふうに思うんですけれども、今こういったところも進めていくというところでもございました。

新町長の体制になってから、この辺非常に重要になってくると思いますけれども、何かこちら地権者さん、町民の方への合意形成について、何か取組ございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

現時点では、山北開成小田原線の北進に関わる地権者さんとの公な、そういう説明なり、交渉なりという作業には入っておりません。

個人的にお住まいの方であったり、地権者の方と意見交換といいたまいますか、情報収集なものは、これまでも行ってまいりましたが、公にはまだこれからという段階であります。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

これからだということですが、ぜひここを非常に重要な取組になりますので、慎重に取り組んでいただきたいと思います。

それでも720号線の歩道の整備、こちらの取組、流れに関してですけれども、これ私も認識はしております。山北開成小田原線、こちらとの関係性も認識していたんですけれども、こちら先の選挙時、また、所信表明でも、町長がこの山北開成小田原線の延伸、こちらについて述べておりましたので、この山北開成小田原線の延伸は、私も強く望んでいる1人といたしまして、やはり今回あえて質問させていただいたわけでもございますけれども、この2つの県道の整備につきましては、今後でもできる限り円滑に、またスピード感を持って進めていただきたいと考えております。

そのためには、町長の政治的手腕、こちらが非常に重要になってくると考えておりますけれども、ぜひ町長の手腕、期待させていただきたいと思っておりますけれども、何か町長からお考えございましたらお願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

政治的手腕と言われますと、なかなか高いハードルのような感じもいたしますが、要は町の代表者としてやるべきことをやるということに尽きると思います。

今は瀬戸酒造の前の歩道の整備を現在進行形でやっていただいておりますので、あっちもこっちもということになりますと、県の方の優先順位もまたあやふやになってしまうおそれもありますので、ここは明確にそちらの進捗状況を見極めながら、完了次第、速やかに行動に移して、しかるべきところにしかるべきお願いを要望を積極的に強く必要にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。こちらの道路を、ハード設備とって非常に大きく見えますけれども、内容非常にシビアなところございます。ぜひこちら町長の手腕に期待させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、人にやさしいみちづくりへの取組というところで質問させていただきます。

答弁にもございました。開成町都市計画マスタープランの中で、人にやさしいみちづくりの推進というところで、特にその中で歩行者が安全・安心な道路整備への取組ということがうたわれていると思っております。これまでも歩道に関してはですね何度か質問させていただき、町でも対応をしていただいているというところではございますけれども、私、訳あって4月に徒歩、自転車でいろいろ町内回らせてもらいました。

それで改めて感じたのが、やっぱり歩道の整備、これはもうぜひやっていただきたいというふうに強く感じました。特に溝蓋と言われるコンクリートの蓋、こういったところの使用されている歩道、こちらバリアフリー、安全な歩道、こういったところとほぼ遠いような状況にある歩道がございます。

既存道路のバリアフリー化について、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

既存道路のバリアフリー化につきましては、当然ながら多くの時間と解決しなければいけない多くの課題が残っております。それを全てやはり解決していくためには、なかなか難しいところもございますので、幼稚園や小学校、中学校そして高校などの教育施設周辺にはしっかりと安全・安心の確保、早急に努めていきたいなど考えているところでございます。

また、新たなところを町が道路を造る場合におきましては、当然ながら歩道を設置して、そして開成町における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要

な道路の構造に基準に関する条例等をしっかりと準拠しながら作っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

分かりました。今はちょっと教育施設周辺というような御答弁ありましたけれども、ちょっとこちら町道200号線の歩道ということですね。ちょっと特定箇所の話になってしまいますけれども、この辺開成小学校の北側の延沢横断歩道橋がございまして、こちらの歩道橋老朽化が進み、構造的に使用することが危険と判断されたときには、撤去されるという町の方針でございます。その結果、市内で歩道橋を使わなくなりますと、200号線の歩道、通学路として使用するわけですが、この歩道橋調査、5年に一度だったと思います。しておりますけれども、その結果がどうなるかというのが、ちょっと明確に分からない。ここで歩道橋使用がちょっと難しいという状況になったときにもう撤去される。そういったときに歩道を子どもたちが通学路として使うときに、現状では私とても安全が確保できるような状態ではないと思っておりますけれども、こうやって時間軸を考えた中でも、やっぱり早急に取り組んでいかなきゃいけないところもあると思っておりますけれども、その辺について、町の考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。議員も御存じのとおり、歩道橋につきましては、今のところまだ大丈夫ですけども、将来的になかなか難しいんじゃないかと言われている200号線の歩道を、代替という言い方もちょっと質が違うと思うんですけども、整備をしていくよというお話は結構以前から、させていただいていると思います。

それを引き続き続けていきたいと。言われるとおり時期等もございまして、ちょうどここで総合計画も改定しますので、その辺にはしっかりと、その200号線の歩道の整備についても、記述が入ってくるだろうと。あるいはしていきたいと考えますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

こちらぜひよろしくお願ひいたします。

先ほどの答弁で、町全域で道路整備計画、答弁ちょっとあったように思うんですけども、これ以前から歩道に関して、やっぱり計画づけた改修計画とか、ちょっとお願ひしていたんですけど、歩道に関しましては道路の改修に合わせた整備、ま

た、補修対応、こういったところで開成町を考えているというような答弁、以前いただいていたけども、この辺歩道に関しても計画づけた整備というようなところで考えて今後考えていっていただけるというような認識でよいのか、ちょっと確認させてください。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

先ほど担当課長からも答弁させていただきましたが、当然、御案内のとおり総合計画、あるいは実施計画、そして個別に道路整備に関するマスタープランの中で順次行っていますけれども、その中で全てその道路改良した場合に、歩道をつけるというような基準にはなっていませんで、町のほうの法律で言えば、昔あった道路構造令というようなものを参酌した中で造っている道に関する基準の条例がございますから、それにのっとった中で設置しなければいけないところについては、当然含んだ中で計画をしていくという、そういう考えでございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。また、先ほど答弁で既存の道路について全てバリアフリー化、これをするには多くの時間を要し、解決しなければならない課題が多くあるものと考えていると答弁いただきましたけれども、この辺をもう少し具体的に説明していただきたいのと、この辺の対策、何か考えていることがあるらしたら、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

それでは質問にお答えをさせていただきたいと思います。当然ながら開成町既存で歩道を造ってある箇所でございます。

当然ながら、規格は昔の基準のままになってるところがございます。それを現在の規格に合わせてバリアフリー化をするということでは、なかなか幅員の問題とかが発生してきます。その場合には、やはり町民の方の御理解、御協力をいただきながら、拡幅をするというところが必要になってくると思っております。

その中では、なかなか協力をしていただくことが時間がかかってしまうというところがございますので、その部分に関しましては、当然ながら多くの問題を解決していかなければいけないと考えております。

ただ、それまでの間に、当然ながら現在も行っておりますが、歩道の打ち替えに伴いまして通学路等では、路側帯のカラー化とかを実施しておりますので、これからも当然ながらカラー化というのが認識が大分全国的に広まっておりますので、ドライバーの安全をより注意喚起できるように、地域の要望等を踏まえながら、暫定

的にはございますがカラー舗装も視野に入れながら推進していききたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

今カラー化というような答弁ございましたけれども、通学路、こちらを主にやられていると思いますけれども、通学路以外のところでのカラー化、こういったところも今後考えていっていただけるという認識でいいのか、このカラー化もやっぱり運転手にとって、安全性というか、抑止力になる、非常によい対策だと私も考えておりますので、通学路以外にも適用していただける考えというのはあるのかちょっとお伺いします。

○議長（山本研一）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（柏木克紀）

それではただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

やはりまず1番は当然ながら通学路を優先してやっていきたいと考えてございます。その後には、やはり自治会要望や、当然ながら交通状況の実態が、近年大分さま変わりはしておりますので、その状況等を適切に踏まえながら、必要な箇所、必要な場所を見極めながら、効果的な場所を選びながら、計画的に推進はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ありがとうございます。この辺の地域住民の方たちの要望、そういったお話よく聞いて対応していただきたいと思います。

最後に、ちょっと町長にお伺いしたいんですけれども、今マスタープランとか、次期総合計画位置づけというようなお話ありましたけれども、現状、本当に歩道安全性確保という観点から見て、早急に対応が必要だというような歩道、町長もいろいろ将来もあってましたので、御確認されていると思うんですけれども、この辺ぜひ早急に対応を考えていただきたいと思いますと思うんですけれども、町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

個人的に歩道をもしくは未舗装の道路等で町内に課題があることは十分認識しております。

今年度は予算の関係もありますけれども、次期総合計画に向けまして、計画的に、継続的にそこら辺はしっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木 昇）

ぜひしっかりと対応していただくことを期待しております。みちづくりはまちづくり、道路の役割を十分に果たし、そして、何より安全な道造りに今後も努めていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで佐々木議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。一般質問は、あと1人ですが、会議時間の午後5時を超えるかもしれません。その場合、議事の都合上、本日の会議を延長することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、その場合、本日の会議を延長します。

続いて、8番。寺野圭一郎議員どうぞ。

○8番（寺野圭一郎）

皆様こんにちは。8番議員、寺野圭一郎です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

傍聴されている皆様、ウェブで御覧いただいている皆様、本日最後の一般質問になりますので、もう少しの時間よろしくお願ひいたします。

私の質問はキャッシュレス決済を問う。になります。

昨年度、令和4年度より各証明書の手数料や、町税等のキャッシュレス決済が導入されております。

また、「広報かいせい」本年の令和5年5月号でも広報されているとおり、口座振替のウェブでの申込みが可能となっており、書面や窓口での手続が必須だった事項がだんだんと便利になってきていて、各種手続のDX化（デジタルによる変質）が進んできていると感じております。

今後も積極的に進めていくべきとは考えておりますけれども、反面、高齢の方やパソコン、タブレット、スマートフォン等のデジタル機器を所持していなかったり、利用が苦手な方が一定数いるのも現実ではあります。

導入と導入後、直近の約1年間の集計できる範囲での利用率や収納率、収納状況を質問させていただきます。

- 1、キャッシュレス決済の利用率や収納率の状況は。
- 2、キャッシュレス決済導入後の職員の業務状況の変化は。
- 3、デジタル機器等の利用が苦手な方への今後の対応策は。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

寺野議員の御質問にお答えいたします。現在では、現金を使わず支払う、キャッシュレス決済が社会に定着しつつあります。国では、キャッシュレス決済の比率を2025年までに40%まで引き上げることを目標としています。

町では、町民や納税者の利便性の向上を図ることを目的に、令和4年度から、役場窓口での各種証明書手数料や、町税などの納付について、キャッシュレス決済を導入しました。

また、令和5年度からは、県内の町村では初めて、口座振替ウェブ申込みシステムを導入しました。これにより、口座振替を御利用になりたい方は、金融機関の営業時間や役場の開庁時間にかかわらず、いつでもどこからでも申し込めるようになりました。

1つ目の御質問の、キャッシュレス決済の利用率や収納率の状況についてお答えいたします。

まず、税や収納率についてのキャッシュレス決済の実績について申し上げます。令和4年度に納税者の利便性の向上のために導入いたしましたが、昨年度の実績といたしましては、約4,000万円の納付がありました。

町税の納付額に占める割合は、導入当初の目標値である0.6%を大きく上回る。1.6%ほどとなりました。

1年目としては、想定以上の利用があったということになります。

次に、役場窓口での証明書等での実績ですが、令和4年6月の導入から10か月間で576人の方の御利用がありました。

レジ対応した全体人数は7,610人でしたので、キャッシュレス決済の利用率は7.6%ほどになります。

2つ目の御質問、キャッシュレス決済導入後の職員の業務状況の変化についてお答えいたします。

納付書を用いて支払っていた方の多くは、金融機関や役場の窓口、コンビニエンスストアでのお支払いになっていたものと思いますが、キャッシュレス納付により、金融機関等での取扱件数が減り、負担が軽減されているものと思われます。

また、紙ベースで送付されていた伝票が電子化されたことにより、消し込み作業等が簡素化され、職員の負担軽減にもつながっております。

役場窓口では、キャッシュレス決済が増えることにより、手数料支払い時の釣銭や、業務終了後の収納金の集計など、現金の取扱いが減るといったメリットもあります。

現在は現金とキャッシュレス決済を併用して運用しており、将来的にキャッシュレス決済が現金を上回れば、現金管理業務が一段と減り、職員にとってはさらなる

負担軽減につながると考えます。

3つ目の御質問、デジタル機器の利用が苦手な方への今後の対応策は、についてお答えいたします。

町では誰一人として取り残さない、人にやさしいデジタル化を理念に掲げ、高齢者をはじめとするデジタルが苦手な方々や、デジタル活用への不安の解消に努めております。

民間事業者と協定を締結し、デジタル活用支援事業の企画調整及び初心者向けの教室を開催しております。役場庁舎、福祉会館での開催に加え、御要望に応じて、老人クラブ単位での教室も開催しております。

令和3年度から始めたデジタル講座（スマホ教室）の実績ですが、令和3年度は庁舎の町民プラザで、実施し、6回で33名の参加をいただきました。

令和4年度は、10回開催し、31名の参加があり、場所の庁舎、町民プラザに加え、榎本公会堂や中家村公民館でも実施いたしました。

今後もキャッシュレス決済をはじめとする税窓口行政のデジタル化の流れは進んでまいります。高齢者をはじめとするデジタルが苦手な方たちを方々をサポートしていくとともに、納付をする方にとっても、職員にとっても、双方にメリットがあるデジタル化を積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。質問に対し御答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

少々お尋ねしたいことが件数があるため、端的にQA方式でちょっとお伺いさせていただきます。

本質問は昨年度よりスタートしている本町のキャッシュレス決済についてでありますので、現段階では他行政ですとか、他との比較ではなくて、本町の現状を教えてくださいとか、今後の考えをお伺いさせていただきたいと思っております。

すみません、聞こえていますでしょうか。失礼しました。

国では2025年までに決済の比率を40%まで引き上げることを目標との御回答ですが、当町ではどのような方向性で考えられていますでしょうか。お答えいただけると幸いです。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

それでは寺野議員の御質問にお答えいたします。キャッシュレス決済の比率の方向性というような御質問かと思えます。

キャッシュレス決済全体の具体的な目標値というものは持ってございませんが、

令和4年度の実績で申し上げますと、納付方法別の収納金額ベースになりますが、口座振替を御利用になられる方が50%ほど、一方で金融機関の窓口納付が33%ほどあるといった状況になります。この窓口納付の部分を少しでも多くキャッシュレスに持っていきたいと、町ではこのように考えております。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。続いて、導入当初の目標値であった0.6%を大きく上回る1.6%ということですが、どのようなことが要因であると考えられていますか。お願いいたします。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

それでは御質問にお答えいたします。導入当初の目標値を大きく上回れた要因ということになりますが、1つは社会全体でキャッシュレスが非常に進んできているということがございます。0.6%という数字は、県内の導入実績があります先行自治体を参考に設定したのですが、社会全体の流れから言えば、もう少し見てもよかったのかなというちょっと反省がございます。

もう1つは、いつでもどこでもお支払いになられるといった利便性が大変優れているといったことが、想定以上の御利用につながったのではないかと。このように考えております。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。幸先のよいスタートだとは思っておりますが、今後継続して定着させていくために、何か考えていることはありますでしょうか。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

それではただいまの御質問にお答えいたします。

確かに想定以上の御利用があるといった状況でございます。非常に利用者にとって大変便利な納付方法であるということは間違いはございません。

一方でまだまだこのキャッシュレスということを御存じない方もたくさんいらっしゃると思います。こういった方たちにも積極的に周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。キャッシュレスに導入したことによって、税金の徴収率、多い少ないが、影響があるかどうか教えていただけますか。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

それではキャッシュレスと徴収率の関係という御質問かと思えます。徴収率自体にどれぐらい影響してるかというのは、これなかなか分析が大変難しいところではございます。

一方で、開成町は県内の自治体でも徴収率は常に上位ということになっております。このより納付しやすい環境を整えるということは、徴収率にも好影響が出るのではないかと、このように考えております。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。キャッシュレス決済のほかに拡充とか、具体的なキャッシュレスサービスの名前は控えさせていただきますけれども、何かほかに決済サービスを増やすことは考えていませんか。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

決済サービスを拡充するという点についてはなりますが、今年度から実はQRコードによる納付というのが始まっておりまして、クレジットカード御利用になれるといったこともございます。

また、キャッシュレス納付そのものでいいますと、まだ全て大手と言われる決済サービスを網羅できていないといった状況でもございます。これは開成町単独で増やすということはできませんが、収納代行業者等にも強く要望してまいりたいと、このように考えております。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。お答えできるかどうか分からないんですが、キャッシュレス決済の手数料は、現状幾らか教えていただくこと可能でしょうか。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

キャッシュレス決済の手数料についての御質問ですが、現状では税別にはなりませんが、1件当たり58円と、なっております。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。続きまして2項目めに行かせていただきます。

2019年4月1日より、働き方改革が施行されております。キャッシュレス決済と方向性がちょっと違うかもしれませんが、結構重要なことでして、民間だけではなく本町の職員にも通ずることにはなると考えております。

キャッシュレス決済を導入したことにより、職員の方の業務や負担が増えてしまっただけで、元も子もありません。関連して2項目めのキャッシュレス決済の導入後の職員の業務状況の変化を質問させていただきます。先ほどの御答弁の中に負担軽減につながっているとお答えですけれども、導入前と比べ職員の方の納税書類や伝票類の確認、具体的に言うと突合とか消し込みなんですけれども、時間がもう物理的に減っているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

キャッシュレスによる職員の負担軽減という御質問かと思えます。紙ベースでございますと、消し込み作業等で手作業が発生するといったようなことがございます。キャッシュレスの場合、そういったことが電子的に処理することが可能になっております。非常に職員の負担軽減につながっているとともに、結果的にはペーパーレスにもつながっていると。税務課としてはそのように考えております。

○議長（山本研一）

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

窓口の職員のことでお答えさせていただきます。窓口では、証明手数料等に関しましては、現金を取り扱わなくて済むということでは利点がありまして、職員の負担軽減にはつながっていると思えます。

ただ、時間、対面する時間だけで言えば、現金であろうと、キャッシュレスであろうと、対面時間等にはそれほど差はないので、その点については特に影響ないですが、やはり現金を取り扱わなくなるということでは利点があると思っております。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。実は私も窓口でキャッシュレス決済やったことあるんですけれども、物すごくスピーディーで、便利に使わせていただいております。ありがとうございます。

続いて先ほどの取扱手数料について少し踏み切ってお聞かせいただきたいんですけれども、キャッシュレス決済は先ほどお伺いさせていただきました税別58円とすることですけれども、コンビニでの納付書を持っての納付、もしくは金融機関の窓

口での手数料の差は現状でございますでしょうか。また、現時点でキャッシュレス決済、キャッシュレスの決済の推進は将来的に町にメリットはございますか。お願いいたします。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

それではお答えいたします。公金取扱手数料につきまして、いずれも税別には御案内になりますが、口座振替ですと、1件当たり10円、コンビニの場合はキャッシュレスと同じく58円となっております。金融機関等の窓口の場合は現在は無料ということになってございます。

一方で、県内の大手地方銀行から交付金の窓口での取扱手数料の負担に関する要望書というものが提出されております。これは全国的な流れで、神奈川県でも市長会を中心に、この取扱いについて協議検討がなされているところでございます。

金融機関側の要望ではございますが、窓口で公金を取り扱う場合、1件当たり300円程度負担してほしいというもので、近い将来、町は公金の取扱手数料を負担する可能性はございます。

仮にそうなった場合キャッシュレスは手数料負担といたしましても、他の窓口納付と比較しますと大変割安になりまして、町としてはコスト的にもメリットが生じるということになります。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。キャッシュレス決済を導入することによって先々も含めてなんですけれども、町の負担をする手数料というところが増える可能性が口座振替もしくは金融機関窓口、コンビニでの支払い等々で増える可能性があるということなので、キャッシュレス決済を進めていくことにメリットはあるんであろうと、そう考えております。

続いて、契約されているシステム、これ先ほど御回答いただきましたけれども、勝手に町ではできませんよということで、県ですとか、市区町村さんとか、一緒に同じシステム使っていらっしゃると思うんですけれども、実際キャッシュレス決済を利用した金額が町へ着金と言ったらいいんでしょうか、口座のほうに入金をされる。タイミングをお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

キャッシュレス決済納付の町が受取るタイミングということでございますが、端的に申し上げますと、翌営業日ということになります。直前に納付された場合は入金を確認できないといったことから各種証明書等の発行に少し御不便おかけしてし

まうこともございます。

一方で、現在の紙ベースの場合は、5営業日かかっているといったことからしても、キャッシュレスのメリットというのはこういったところにも発生しております。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。現状、まだ利用率が1.6%、ほか平均と目標と比べると高くはなってはおりますが、ただ先々もうちょっと増やしていくことによって、10%、20%となったときに、例えば現状の着金、入金タイミングで、何か税務課さんですとか、町全体ですけれども、不都合があったりしますでしょうか。

○議長（山本研一）

税務課長。

○税務課長（山口哲也）

着金するタイミングとお納めになったタイミングに若干のタイムラグが生じるということで、例えば今ここでコンビニエンスストアで支払ってきたんですけどと言われた場合、その場でちょっと確認ができないので、例えばスマートフォンの決済の画面を見せていただいたりですとか、領収書をお見せいただいたりとか、ちょっとそういった御不便をかけてしまうというのは実際にございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。続いて3番目のほうに参ります。1項目め、2項目めについては大筋理解させていただきました。

続いて3項目め、デジタル機器等の利用が苦手な方への今後の対応策には、について再質問させていただきます。

先ほど御答弁の中で、地域のほうで利用の教室を行っているということで、令和3年6回、令和4年10回とありますけれども、こちらは今年度の予定ですとか、来年度の予定とかは、何かもう計画されているものがあれば教えていただけませんか。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それではお答えをさせていただきたいと思います。

では、議員の御質問は、いわゆるデジタルデバイドと言われております、情報格差の解消というお話だというふうに承知をしております。

御質問の中にもありますように、いわゆるデジタル特にスマホですね、使い方が分からない。あるいはそもそも持ちたくないこういった方が一定程度いらっしゃるという事実もございます。

しかしながらこういった方への働きかけをしませんと、1番目、2番目の質問と同様、こういういわゆる行政の手續の電子化ですとか、DX化、こちらがなかなか進んでいかないという現実がございますので、町としてこういった教室は非常に重要であると考えてございます。

お答えとしましては、本年度につきましてはこれまでと同様に個人を対象としたスマホ教室、それから老人クラブ等の要請に応じる形での出張してのスマホ教室、2段構えで継続実施をしまいるという予定でございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。今年度も継続してやっていただけるということで、ぜひや、お願いしたいと思います。

続きまして、冒頭の御回答の方向性のお話、口座振替現在が50%、窓口納付が33%というところなんですけれども、これをもうちょっとキャッシュレス決済を増やしていくというふうに考えたときに、例えば回数ですとか、場所ですとか、もう少し増やしていただくとかそういったことは考えられていないでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

お答えさせていただきたいと思います。この実績をちょっと御覧いただくと分かるんですけれども、実は例えば4回講座を開催したうち、残念ながら1回は参加者がゼロというときがございました。これ当然その習熟度に応じて、いわゆる入門から始まって、例えばLINE、アプリの使い方、最終的にはスマホ決済というところまで、幾つか講座の内容を分けたんですけれども、だんだん進んでいくと、なかなか受けていただく方がいなくなってくるというのが1点。

ただ、御案内のように、いわゆる情報機器を販売している会社さんでも、いわゆる高齢者向けのスマホ教室というのは購入者対象でやっていたりしますので、またそういったところでもカバーできてるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。開催したけどゼロ名でしたということになってしまうと、回数増やしてくださいともなかなか言い切れない部分がありますので。

あとキャッシュレス決済の導入自体を町がしているということ存じていない方が多分結構いらっしゃると思いますので、私はどちらかというと、キャッシュレス決済を利用するほうなんですけれども、私も本年の5月、こちらのキャッシュレス決済、ちょっと先ほどのウェブのほうから口座振替の申込みができるというものを

知らなかったんですよ、実は。調べたら、こういうことができるんだということで非常に便利になっているんですが、反面、ちょっと周知がなかなかできていない部分も正直あるのかなと。

町のほうは、LINEですとか、フェイスブック、ツイッターとかもございませうので、そういったもので随時発信をして、キャッシュレス決済できますよということを御通知させていただいてもいいのかなというところにはなります。

最後に、キャッシュレス決済、昨年度からスタートしてというところで、まだ1年もたって、1年ちょうどぐらいでしょうか。たっていませんけれども、まだ分からないことも正直、多数あるかとは思っています。

ただ、便利になることも当然ですし、町側としても、先ほどの手数料の問題ですとか、そういったところもございませうので、推し進めて、強制はなかなかできませんけれども、推し進めていくというのは一つ大事なことなのかなと思っております。

本日、1日同僚議員の方の御質問や、行政職員様の答弁でもございましたけれども、様々な形で税収を上げていくというお話がありました。ただ、反面、ちょっと見落としがちがな、ちょっと小さな歳出になる部分、民間でいうところの経費という部分ですね。そういったところも引き続き気にしていってほしいなとは思っています。

各種、御回答いただいたように、引き続きキャッシュレスの決済の推進と町の皆さんへの周知など、引き続きお願いをしまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで寺野議員の一般質問を終了といたします。

以上をもちまして、本6月定例会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午後4時58分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員